

サイトラインの確保等に係る検討WG (第2回)

日時：2024（令和6）年10月4日（金）

10:00～12:00

場所：WEB 会議形式

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) サイトラインの確保等に係る論点と主な意見（第1回）
 - (2) サイトラインの確保等に係る調査結果の共有
 - (3) サイトラインの確保等に係る論点（案）
 - (4) 意見交換
3. その他
4. 閉会

【配布資料】

- 資料1 サイトラインの確保等に係る検討WG 委員名簿
- 資料2 サイトラインの確保等に係る論点と主な意見（第1回）
- 資料3 サイトラインの確保等に係る調査結果の共有
- 資料4 サイトラインの確保等に係る論点（案）
- 参考資料1 サイトラインの確保等に係る検討WG（第1回）議事録
- 関連資料1 調査1. サイトラインの確保等に係る計画・設計方法、現状等について
- 関連資料2 調査5. 米国における、客席を有する施設のバリアフリー基準について（詳細）

サイトラインの確保等に係る検討WG
委員名簿

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科	教授

【障害者団体等】

浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	理事
大濱 眞	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	代表理事
佐藤 聡	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	事務局長
今村 登	全国自立生活センター協議会	

【事業者団体】

千葉 昭浩	ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）	クラブライセンス諮問委員
-------	----------------------------------	--------------

【劇場等関係団体】

中島 智彦	全国興行生活衛生同業組合連合会	常務理事／事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー

【建築関係団体】

古田 安人	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 (梓設計アーキテクト部門 BASE01 エグゼクティブダイレクター)	
村山 純二	公益社団法人 日本建築家協会 (日本設計ライフサイエンスプロジェクト部)	
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会 (有限会社 本多健建築設計室)	

【審査者団体】

藤谷 公平	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理
山口 直哉	愛知県 建築局 公共建築部 住宅計画課	主査
瀬田 裕	一般財団法人 日本建築センター 確認検査部 建築審査課	副主査
樽井 智希	日本 ERI 株式会社 確認評価部 確認評価審査グループ	

【事務局】

国交省住宅局参事官（建築企画担当）付
株式会社 市浦ハウジング&プランニング
一般財団法人 国土技術研究センター

サイトラインの確保等に係る 論点と主な意見（第1回）

サイトラインの確保等に係る論点 (第1回WGにおいて提示)

論点1：本WGの検討対象となる施設は何か。

論点2：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』において確保すべきサイトラインはどのようなものか。

論点3：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』における分散配置とはどのようなものか。

論点4：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』において確保すべき同伴者用の客席又はスペースとはどのようなものか。

論点5：サイトラインの確保等について実効性の確保をどのように図っていくか。

第1回WGで
議論

第2回
以降のWGで
議論

論点1：本WGの検討対象となる施設は何か。

<主な意見>

- 「劇場、観覧場、映画館又は演芸場」と「集会場又は公会堂」とする。

論点2：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』において確保すべきサイトラインはどのようなものか。

<主な意見>

- 前席の観客が立っている状況で車椅子使用者の視界が遮られないことが、重要なポイントである。
- ※観客がほぼ立ち上がらない演目としては、映画・古典芸能・ミュージカル等が挙げられる。
- 車椅子使用者用客席の後ろの客席のサイトラインの確保にも配慮してほしい。
- 前面の手すりの高さは、80cm程度としてほしい。
- 前面の手すりの形状についても工夫すべき。

論点3：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』における分散配置とはどのようなものか。

<主な意見>

- 客席の価格帯（S席、A席等）・席種（一般席・グループ席）ごとに車椅子使用者用客席を設置すべき。
- 垂直・水平、最前列・中通路沿い・最後列等、位置を選択できるように分散配置を行うべき。
- 小規模な施設で分散配置ができない場合は、車椅子使用者用客席を見やすい位置に配置すべき。

論点4：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』において確保すべき同伴者用の客席又はスペースとはどのようなものか。

<主な意見>

- 車椅子使用者用客席の横に（後ろではなく）同伴者用の客席・スペースが配置されるべき。
- 多様な利用方法に対応できるように、同伴者用の客席は固定席ではなく、スペース（+可動式の椅子の設置）であることが望ましい。
- 同伴者が2名以上いる場合には、車椅子使用者用客席と同じエリア、あるいはできるだけ近いところに席があるとよい。

サイトラインの確保等に係る 調査結果の共有

第2回WGでは、

サイトラインの確保等の取組の現状と関連する基準等についての調査結果を共有（資料3）

- 調査1. サイトラインの確保等に係る計画・設計方法、現状等について
- 調査2. 客席の手すり高さに関する地公体の条例の例について
- 調査3. 客席の固定に関する条例の例について
- 調査4. サイトラインの確保等に配慮した事例について
- 調査5. 米国における客席を有する施設のバリアフリー基準について



論点1～4に係る意見及び調査結果を踏まえ、

「論点5：サイトラインの確保等について実効性の確保をどのように図っていくか。」について意見交換（資料4）

- 劇場、競技場等の客席の計画・設計者に対して、サイトラインの確保等に係る計画・設計方法や現状についてのヒアリング調査を実施

■ヒアリング対象と主な対象施設

- ・ A社：主に競技場の客席の計画・設計についてヒアリング
- ・ B社：主に劇場・ホールの客席の計画・設計についてヒアリング
- ・ C社：主に劇場・ホールの客席の計画・設計についてヒアリング
- ・ D社：主に競技場の客席の計画・設計についてヒアリング
- ・ E社：主に劇場・ホール、競技場の客席の計画・設計についてヒアリング

■主なヒアリング項目

- ① 客席全体のサイトライン確保について
- ② 車椅子使用者用客席のサイトライン確保について
- ③ 車椅子使用者用客席の位置・分散配置について
- ④ 同伴者用の客席又はスペースについて
- ⑤ 車椅子使用者用客席のサイトラインの確保等を担保する方法について

● 主なヒアリング結果（概要）

①客席全体のサイトライン確保について

- 客席のサイトラインの検証は、C値の活用、3Dモデル・パースの活用、2D図面（断面図）の活用など、様々な方法で実施されている。（C値の活用は一般的な検証方法とはなっていない。）

②車椅子使用者用客席のサイトライン確保について

- 車椅子使用者用客席のサイトラインは、前列の観客が立った状態を想定して設計しているとの回答があった一方で、前列の観客が立った状態でのサイトライン確保は困難であるとの意見もあった。
- 車椅子使用者用客席の前面の手すりは、サイトラインを阻害しないよう、75cm程度の高さとし、形状を工夫しているとの回答があった。

③車椅子使用者用客席の位置・分散配置について

- 分散配置を考慮して設計しているとの回答があった一方で、建築主の意向、施設規模、整備・維持管理の費用等によって、対応していない場合があるとの回答もあった。

④同伴者用の客席又はスペースについて

- 同伴者用の客席は、設ける場合と設けない場合があることがわかった。
- 設置位置は、設置の目的（観戦・観覧か介助か）やチケット販売等と合わせて考えるべきとの意見があった。

● 主なヒアリング結果（概要）

⑤車椅子使用者用客席のサイトラインの確保等を担保する方法について

<車椅子使用者用客席のサイトライン確保について>

- 施設計画や演目・競技により様々な見え方がある中で、車椅子使用者用客席のサイトラインの確保の義務化を検討するのであれば、一般客席の見え方と車椅子使用者用客席の見え方とのバランスが取れた内容とすべきとの意見があった。
- 施設計画やその施設での実施事業（演目・競技）を踏まえ、建築主と設計者がサイトラインの確保を考えるべきとの意見があった。
- C値を目標値や指標とすることはあってもよいが、義務基準として一律の値を設定することは、与条件に応じた最適な施設計画・設計のための工夫の余地が減るため望ましくないとの意見があった。
- 建築確認の審査者はC値の審査はできても、演目・競技により異なるFP（視焦点）設定の妥当性を判断できないだろうとの意見があった。

<車椅子使用者用客席の位置・分散配置について>

- 一律に義務基準とすることは望ましくなく、与条件に応じた最適な施設計画・設計のための工夫の余地があるとよいとの意見があった。

<同伴者用の客席又はスペースについて>

- 同伴者用の客席を隣接して設置することにより、介助を要する車椅子使用者の利用が増えて良かったとなれば、建築主や設計者は積極的に設置するようになるのではないかとこの意見があった。

調査2. 客席の手すり高さに関する地公体の条例の例について

- 東京都では、手すりの高さに関して、建築基準条例と火災予防条例において、原則として客席の前面に高さ75cm以上の手すりを設けることを義務付けている。
- 建築基準条例では、広い幅の手すり壁を設ける場合に、火災予防条例では、消防署長が避難上支障がないと認定した場合に、本措置の適用を除外している。

● 東京都 建築安全条例

(客席内の構造)

第47条 4 立ち席の前面、主階以外の階に設ける客席の前面及び高さが50cmを超える段床に設ける客席の前面には、高さが75cm以上の手すりを設けなければならない。ただし、客席の前面については、広い幅の手すり壁を設ける場合は、この限りでない。

● 東京都 火災予防条例

(劇場等の客席)

第48条 劇場等の屋内の客席は、次に掲げる基準によらなければならない。

一～三 (省略)

四 客席の最前部(最下階にあるものを除く。)及び立席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75cm以上の手すりを設けること。

(基準の特例)

第51条の2 次の各号に掲げる防火対象物の客席又は避難通路について、消防署長がその防火対象物の位置、構造、設備、収容人員、使用形態、避難施設の配置等及びこれらの状況から予測される避難に必要な時間から判断して避難上支障がないと認めるときは、当該各号の規定によらないことができる。

一 劇場等の屋内又は屋外の客席 第48条又は第49条

二 (以降、省略)

調査3. 客席の固定に関する条例の例について

- 東京都では、客席の固定に関して、火災予防条例において、原則として固定することを義務付けている。
- 消防署長が避難上支障がないと認定した場合に、本措置の適用を除外している。
- 一定の条件を満たす同伴者席については、基準の特例に該当するものと取り扱うことをHPで公表している。（次頁参照）

● 東京都 火災予防条例

（劇場等の客席）

第48条 劇場等の屋内の客席は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 いすは、床に固定すること。
- 二 （以降、省略）

第49条 劇場等の屋外の客席は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 いすは、床に固定すること。
- 二 （以降、省略）

（基準の特例）

第51条の2 次の各号に掲げる防火対象物の客席又は避難通路について、消防署長がその防火対象物の位置、構造、設備、収容人員、使用形態、避難施設の配置等及びこれらの状況から予測される避難に必要な時間から判断して避難上支障がないと認めるときは、当該各号の規定によらないことができる。

- 一 劇場等の屋内又は屋外の客席 第48条又は第49条
- 二 （以降、省略）

● 東京都 劇場等における車いす同伴者席の固定に係る基準の特例について

劇場等のいす席については、火災予防条例に基づき原則として床への固定が求められますが、一定の要件を満たす場合は床に固定しないことができるものとして取り扱っているところです。

昨今、車いす使用者用観覧席に隣接して同伴者用いす席を設置することが社会的に望まれていることから、より柔軟な対応を可能とするため、同伴者用のいす席を床に固定しないことができる特例基準を定めました。

劇場等の車いす使用者用観覧席に隣接して設ける同伴者用のいす席の取扱いについて

1 同伴者用のいす席の取扱い

(1) 床への固定について

車いす使用者用観覧席に隣接して設ける同伴者用のいす席は、火災予防条例第48条第1号又は同条例第49条第1号に基づき床への固定が必要になります。対応例を図1に示すので参考としてください。

(2) 同伴者用のいす席に係る特例について

劇場等の車いす使用者用観覧席に隣接して同伴者用のいす席を設ける際、次に掲げる基準のすべてに適合している場合は、火災予防条例第51条の2の規定による特例を適用し、**床に固定しないことができるものとします。**（図2参照）

- ア 車いす使用者の介助を目的としていること。
- イ 火災予防条例第48条第5号又は同条例第49条第4号に定める客席の避難通路に設けないこと。
- ウ 同伴者用のいす席の数は、観覧時において必要最小限の数とする。

2 特例申請について

前1(2)の特例を適用する際、関係者からの特例申請を要しないものとします。

図1 同伴者用いすの設置例

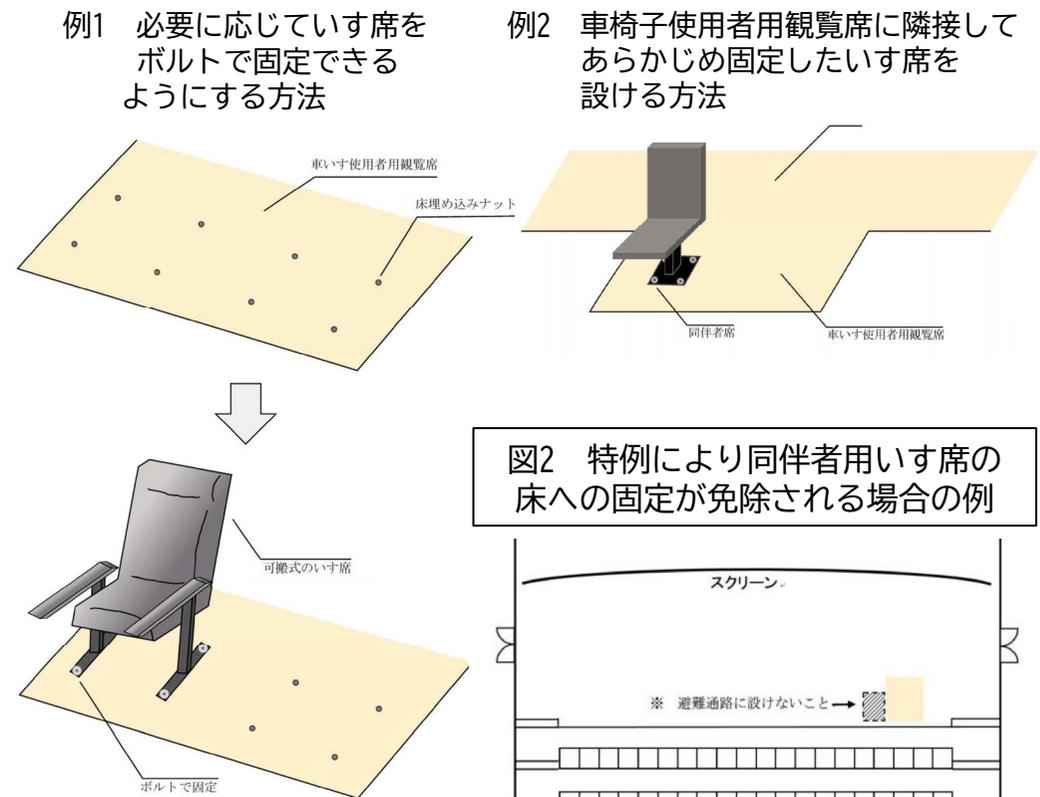
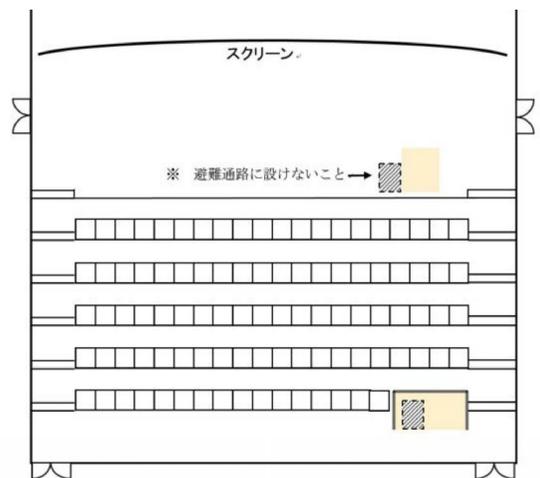


図2 特例により同伴者用いす席の床への固定が免除される場合の例



出典：東京消防庁HP
https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/office_adv/gekijyou_tokurei/index.html

調査4. サイトラインの確保等に配慮した事例について

● 武蔵野の森 総合スポーツプラザ

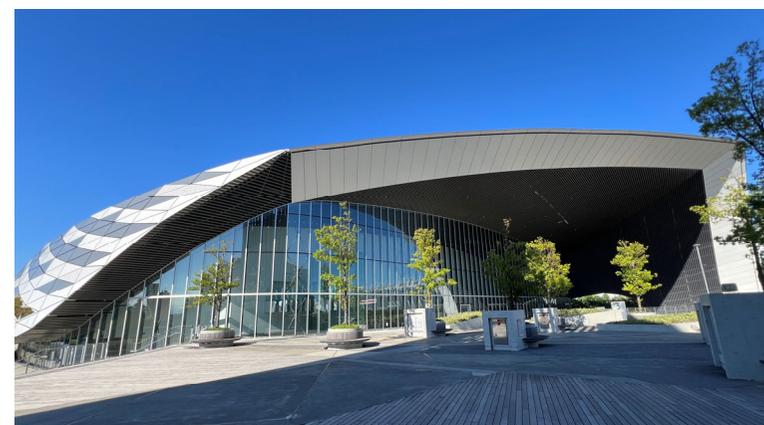
概要

- スポーツ競技大会や各種イベントの招致を通して、多摩地域の活性化、まちづくりに貢献する施設とすることを目的として建設。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて、竣工後に「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」に準拠した改修を実施。
- 改修の設計段階には、東京都が障害者や学識経験者等からの意見聴取を目的に設置した「アクセシビリティ・ワークショップ」で出た意見等を踏まえ最終的に以下の改修を実施。
 - ・ 車椅子利用者用スペースのサイトライン確保
 - ・ 同伴者用座席の設置
 - ・ 付加アメニティ座席の設置
 - ・ トイレ改修（機能分散）
 - ・ 手すり改修
 - ・ 点状ブロック設置
 - ・ エレベーター改修
 - ・ 区画された観覧席の設置
 - ・ サイン改修
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、バドミントン・フェンシング・車椅子バスケットボールの会場として使用。
- メインアリーナの競技面は約4,900m²（縦51.5m×横95.1m）であり、バスケットボールコート、バレーボールコート4面、バドミントンコート18面を設置可能。
- メインアリーナは、コンサートや展示会等の商業利用のイベントにも対応可能。

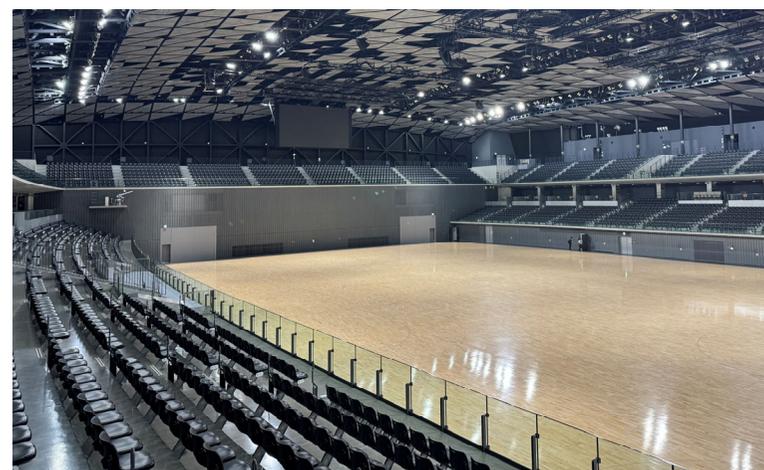
諸元

所在地	東京都調布市西町
建築主	東京都
開業	・ 2017年3月竣工 ・ 竣工後に一部改修し、2017年11月に開業
主要施設	・ メインアリーナ、サブアリーナ（武道場）、プール、トレーニング室

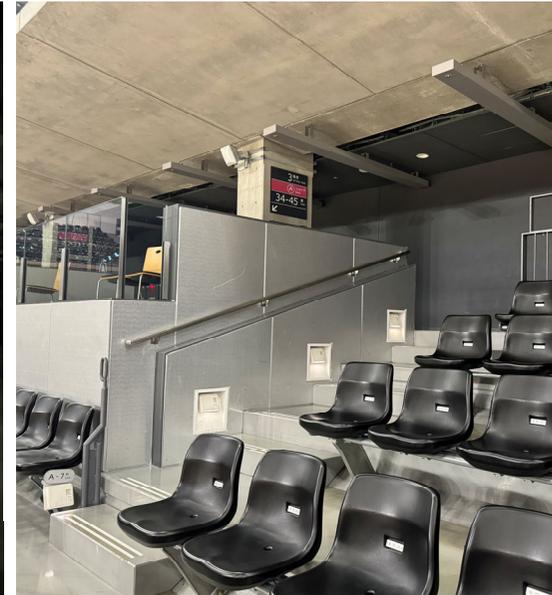
外観



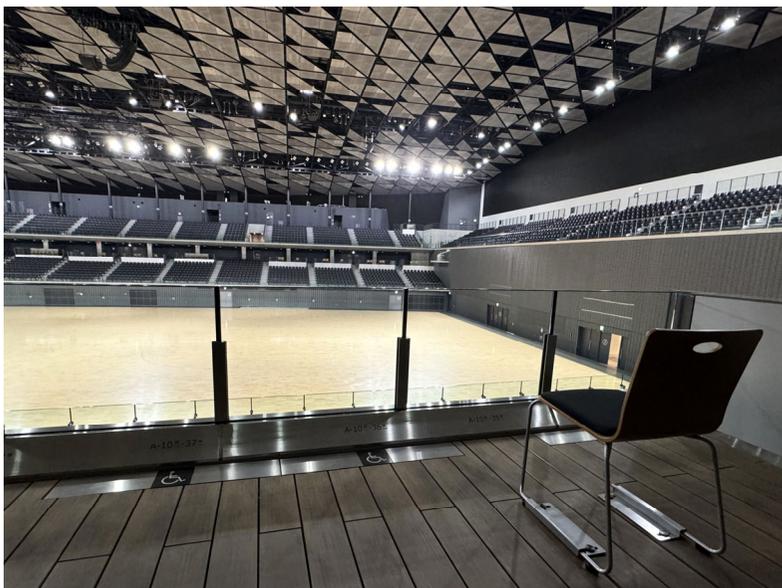
メインアリーナ



メインアリーナ：サイトラインの確保



- 車椅子使用者用客席（4席）＋同伴者用の客席（3席）のスペース（3階）
 - ・前列の一般客席の床面から車椅子使用者用客席の床面までの高さは、約120cmとなっている。
 - ・車椅子使用者用客席（4席）＋同伴者用の客席（3席）スペースの幅は一般客席：約12席分、奥行きは一般客席：3列分となっている。



- 前面の手すり（ガラス製）
 - ・高さは、床面から約80cmとなっている。

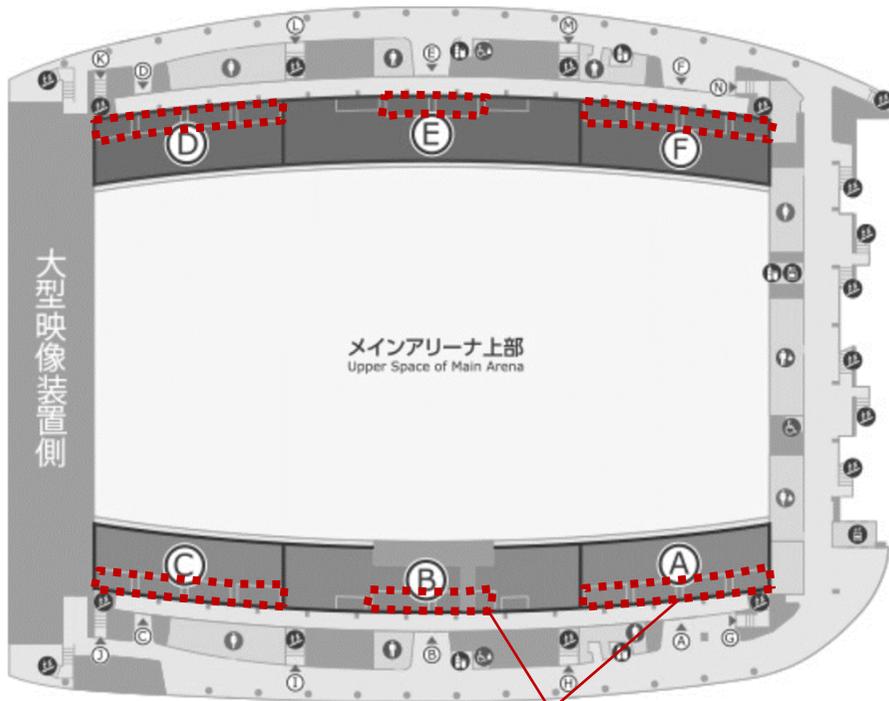
- 車椅子使用者用客席の表示
 - ・車椅子使用者用客席の床及び背後の通路の柱には、国際シンボルマークが表示されている。



車いす	4台まで <small>(車いす1台は200kgまで)</small>
同伴者	3人まで
立見利用	27人まで
荷重	2,200kgまで

- 車椅子使用者用客席＋同伴者用の客席の数等の表示
 - ・車客席の椅子使用者用客席＋同伴者用のスペースの手すり壁には、客席数等が表示されている。

メインアリーナ：分散配置、同伴者用の客席



3階客席平面図

車椅子使用者用客席と同伴者用の客席

- ・メインアリーナの固定席は約6,000席※、そのうち車椅子使用者用客席は69席（割合：1.1%）、同伴者用の客席は55席となっている。
- ・車椅子使用者用客席+同伴者用の客席は、3階の6つのブロックに分散して配置されている。
- ・同伴者用の客席は床に固定されているが、ビスで取り外しが可能になっている。

※仮設席設置等により最大10,000人以上を収容可能



○ブロックごとに分散して配置された車椅子使用者用客席



○同伴者用の客席

- 国土交通省住宅局から在米国領事館に対して、米国の2州におけるバリアフリーに係る建築基準の制度全般、車椅子利用者用客席のバリアフリー基準、サイトラインの確保に関する基準の審査方法についての調査を依頼

■調査を実施した州・市

- ・ カリフォルニア州
- ・ マサチューセッツ州
- ・ ボストン市（マサチューセッツ州）

■主な調査項目

- ① バリアフリーに係る建築規制の制度（全般）
- ② 劇場、映画館、スタジアムなどの沢山の客席がある施設の車椅子利用者用客席のバリアフリー基準
- ③ サイトラインの確保に関する基準の審査方法

● 主な調査結果のまとめ（概要）

- カリフォルニア州、マサチューセッツ州、ボストン市の3州・市すべてで、バリアフリーに係る建築規制（バリアフリー基準）が設けられている。
- 車椅子利用者用客席に係るバリアフリー基準についても、3州・市すべてで設けられている。

①車椅子利用者用客席のサイトラインの確保について

- カリフォルニア州法では、車椅子利用者用客席からのサイトラインの確保に係る基準が設けられている。「観客が座っている場合／立っている場合毎に、他の観客と同じ条件（頭上又は肩越し）で見通しを確保できること」という定性的な基準があるが、定量的な基準はない。
- マサチューセッツ州法では、サイトラインの確保に係る明確な記述は見当たらない。
- 審査方法は以下の通りである。
 - カリフォルニア州：提出図書は設計者の判断に委ねられる。
現場検査は建築物を抽出して実施される。
 - ボストン市：現場検査は建築物を抽出して実施される。

● 主な調査結果のまとめ（概要）

②車椅子利用者用客席の分散配置について

- カリフォルニア州法では「水平・垂直に分散して配置すること」、マサチューセッツ州法では「特別席等含めたエリア全体に分散して配置すること」等の基準がある。いずれも一定規模以上の場合に限り、「他の観客が利用できる座席位置や視野角等と同等の選択肢を提供するもの」等としている。

③同伴者用の客席又はスペースについて

- いずれの州法においても「1以上の同伴者用の客席を、各車椅子利用者用客席に隣接して設置すること」という基準がある。
- 数の基準以外に、カリフォルニア州の州法では「同伴者用の客席と隣接する車椅子利用者用客席は、肩が一直線になるように配置すること」、「同伴者用の客席は可動式も認められる」等の基準があり、マサチューセッツ州の州法では「同伴者用の客席は、一般客席と同等の仕様とし、同伴者用の客席であることを示す標識（サイン）を設置すること」等という基準がある。

サイトラインの確保等に係る 論点(案)

サイトラインの確保等に係る論点（案）

論点1～4に係る意見及び調査結果を踏まえ、

**論点5：サイトラインの確保等について実効性の確保をどのように
図っていくか。**

論点5－1：車椅子使用者用客席のサイトラインについて、統一的・定量的な基準の設定および建築確認における審査は可能か。

論点5－2：車椅子使用者用客席の分散配置について、統一的・定量的な基準の設定および建築確認における審査は可能か。

論点5－3：車椅子使用者用客席における同伴者用の客席又はスペースについて、統一的・定量的な基準の設定および建築確認における審査は可能か。

サイトラインの確保等に係る検討WG（第1回）
議事録

■日 時 2024（令和6）年6月27日（木） 10：00～12：00

■場 所 WEB 会議形式

1. 開会
2. 挨拶

3. 委員紹介

- ・ 事務局より、資料1設置要綱と別紙の委員名簿について説明

4. 座長挨拶

（座長）

- ・ 皆様、おはようございます。6月に入りまして、梅雨といろいろな仕事が多方面で始動しているのではないかと思います。お忙しいところお集まり頂き、改めてお礼を申し上げます。
- ・ 昨年度、バリアフリー基準の改正で客席、駐車場あるいはトイレについて、いろいろと議論があり、車椅子使用者用客席について幾つかの課題が残されております。その1つがサイトラインになります。
- ・ 振り返ってみますと、競技場あるいは劇場等の建築設計標準の検討は2015年でした。東京2020大会の様々な競技施設の設計と並行して検討WGが開催されました。現在でも十分に通用するものと認識しておりますが、改めて今年1年をかけてサイトライン等の検討について、皆様のご意見を様々な意味でお聞かせ頂ければと思います。そして最終的には何らかの成果のある形で設計標準に載せていくことを考えております。
- ・ どうぞよろしく願いいたします。

5. 議 事

（1）サイトラインの確保等に係る検討WGの設置について

以下の資料について事務局より説明

- ▶ 資料2 サイトラインの確保等に係る検討WGの設置について

（座長）

- ・ ご説明ありがとうございました。それでは、資料2について、これからご質疑をお願いします。これまで基準検討WGについてご参加されている方々は、事情について十分ご理解頂いていると思いますが、何人かの方は今日初めて「サイトラインの確保等に係る検討WG」に参加されています。資料の通しp.5の趣旨、スケジュール等について、何かご意見がありましたら、よろしく願いいたします。
- ・ 特にご意見なく、ご了解を頂けたかと思います。それでは、議事（2）、資料3の「事業者団体等における車椅子使用者用客席に関する取組」について、事務局からご説明を頂き、その後、各事業者で説明に関するフォローがありましたらお願いします。

(2) 事業者団体等における車椅子使用者用客席に関する取組

以下の資料について事務局より説明

➤ 資料3 事業者団体等における車椅子使用者用客席に関する取組

(座長)

- ・ 説明ありがとうございました。それでは、今日ご出席して頂いている事業者団体の方から資料について補足等がございましたら、お願いします。

(委員)

- ・ はじめまして、よろしくお願いします。
- ・ Bリーグでは、ご説明頂いた記載内容のようにサイトラインの確保、介助者の確保等を行っており、これからさらに進行して行くという方向でおります。

(座長)

- ・ ありがとうございます。今、まさにBリーグでは様々なアリーナがあちらこちらで計画されていると思います。そういうことも含めて、最も進んだ部分について今後の事例になっていくものと思います。

(委員)

- ・ 資料内容についてはご説明のとおりです。昭和の時代に建てられた公立の文化施設、県民会館・市民会館等は、40年が経過してだんだん建替時期に入ってきています。サイトラインの問題等について、まず職員が認識をするということに取り組んでいます。
- ・ 公文協は自治体がつくった劇場・音楽堂等の管理・運営を担っているところが大多数で、特にハード面での改修は、発案できても決定権は持っていません。そのときのバックアップとして法律での明記がなされていれば、我々運営者としても相当、力強く発言ができるのではないかと思います。
- ・ また、現場での細かい部分については、全国の施設への支援として、文化庁の支援事業に専門家の方を派遣し、個別の劇場・音楽堂の課題を個別に具体的に相談をするという制度がございます。今ちょうど募集中ですが、その中でも車椅子のこと、サイトラインのこと、障害者用の便房の問題等、個別の問題にどういった対処をしたらよいかという話を現場でさせて頂くという取組も行っております。

(委員)

- ・ まず、この検討会をつくって頂きまして本当にありがとうございます。基準については無事に政令改正もされ、来年から施行ということで、とても感謝しております。さらにサイトラインの確保、同伴者は隣に座る、垂直・水平分散ということも、この検討会で議論を進めて頂きたいと思っています。
- ・ 私は若いときからコンサートとスポーツ観戦に行くのが大好きで、とてもよく行っています。どこに行っても、車椅子席があったとしても、非常に見にくい、端の方にしかない。あるいはコンサートやスポーツが盛り上がったときに、前の人が立ってしまうと全く何も見えなくなる。一番楽しいところで何も見えないという疎外感をすごく感じておりました。日本でもいろいろなところへ行ったのですが、見やすいものは全くなくて、残念な状況でした。アメ

リカに2013年に行ったときに野球を見に行きましたが、サイトラインが確保されて、どんなに皆さんが立っても一緒に楽しめまして、これは本当に素晴らしいと思いました。

- ・ それをぜひ日本でも実現してほしいと思い、国立競技場ではUDワークショップを開いて頂きました。その時のメンバーが今回のWGのメンバーにも入ってくださっており、とても心強く思っています。

(委員)

- ・ 今回からこの検討会に参加いたします。お呼び頂きありがとうございます。
- ・ 私はふだん、大きめの外国製の電動車椅子に乗っています。サイトラインについて、先ほどの発言にあったように、一番盛り上がったときに、前席の人たちが立ち上がると全く見えないう経験は何度もしており、そこは非常に残念だなと感じていました。私もアメリカのヤンキースタジアムなど幾つかのスタジアムに行きましたが、こんなにも違うものかという経験をしました。
- ・ 資料で、Jリーグ、Bリーグの取組、劇場のガイドラインも見せて頂きました。質問ですが、それぞれにサイトラインに言及した文章にある前席の観客に影響されないという表現は、立ち上がって、手を挙げた状況でも妨げられないというところまで想定されているのか、座った状態での想定なのかを確認したいと思いました。
- ・ また、まだ、時期尚早なのかもしれませんが、検討会が進んでいった先に、いわゆる義務化まで視野に入れた検討になるのかをお伺いしたいと思います。

(座長)

- ・ 今、2点ほど質問がありました。まずJリーグの資料など、前列の客席により視野を妨げられないということがありますが、立ち上がって両手を挙げて大丈夫なのかどうかということです。この辺について、ヒアリングの段階でもし事務局でおわかりでしたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

- ・ 詳しいところまでお話を伺ったわけではないので、確認が必要と思います。

(座長)

- ・ 次の委員会等で確認をさせて頂ければと思います。
- ・ 2点目については、後ほど論点整理のところで併せて、今後の方向性について、事務局より提案、ご説明頂くことで、ご了承頂ければと思います。

(委員)

- ・ WGにお声がけ頂き、ありがとうございました。国立競技場ではユニバーサルデザインワークショップと一緒に参加させて頂きました。かなりの方々に喜んで頂ける国立競技場にたどり着いたという経験を生かして、このWGでできることをやらせて頂きたいと思います。
- ・ スポーツ施設の設計が多いのでBリーグ、Jリーグについては大体、内容は把握しております。発言にあったとおり日々、基準を改善されながら、より良い環境をつくられているのだと認識しております。
- ・ 劇場はあまり詳しくないのですが、こちらのガイドブックをもとに進められているということ、改修も含めて今後進んでいくこと、そしてこのWGで車椅子席のサイトライン及び分散配置等について、もっと設計に反映しやすいものにたどり着ければよいと思います。よろしく

お願いします。

(委員)

- ・ 今回からこのWGに参加をさせて頂くこととなりました。よろしくお願いします。
- ・ 資料を拝見させて頂いて、運営側も基準を設けるなど、かなり良い方向に進んでいると感じました。
- ・ 設計をしている立場としては、車椅子席は、例えばスタジアムでいうと、スタンド席の中段の通路あたりに設置されてきていると思います。まだまだ選択の余地がないとか、恐らくアリーナ席も設置できないかといったこともあるのではないかと感じております。その辺は設計だけではなく、運用も含めた対応が必要になると感じています。
- ・ 私は講堂の設計の経験はあるのですが、なるべく車椅子の方が端にならない方法を進めていかなければならないと感じています。スタジアムや劇場で、車椅子使用者ではないが立ち見が困難な方もいらっしゃると思います。そういった方々に対して車椅子使用者ではないけど、車椅子席を使ってよいのか、周りの目線がどうなるのか、そういったこともいずれ議論しなければいけないのではないかと感じています。
- ・ 車椅子に介助の方が1名までというところがほとんどかと思いますが、設計している中で、家族連れへの対応として、ご家族と一緒に観覧する際に、一般の方々と同じような状態で観覧するには今後どうしていけばよいかも気になっています。

(委員)

- ・ 特に資料に対する意見はありません。
- ・ 私は、劇場やスタジアムの設計の経験はないのですが、これまで設計標準の改正の委員として参加していましたので、引き続きよろしくお願ひいたします。

(委員)

- ・ 資料について、特に意見ではないのですが、1つ質問をさせていただきます。Bリーグの車椅子使用者用客席に関わる内容について、図面審査、現地審査を非常に充実して行っているようですが、このときに、実際に車椅子を使われている方をメンバーに含めて審査が行われているのかどうか教えてください。

(委員)

- ・ 私は諮問委員の立場なので、実際に検査に行くことはしていません。本日オブザーバーで参加している事務局でライセンス審査やっていますので、発言頂ければと思います。

(オブザーバー)

- ・ 審査の運用のところについて、事務局より回答させていただきます。
- ・ 基本的に実地検査は事務局員が行います。実際にその視野に立って、運用が問題ないかというところを想定しながら確認しております。車椅子使用者が審査を行っていないというのが実態でございます。

(座長)

- ・ それでは、時間の関係もあるので、次の議事の「(3) サイトラインの確保等に係る論点(案)」について、事務局から資料のご説明をお願いしたいと思います。

(3) サイトラインの確保等に係る論点(案)

以下の資料について事務局より説明

- 資料4 サイトラインの確保等に係る論点（案）

（座長）

- ・ 資料の説明をありがとうございます。それでは続いて資料5についての説明をお受けして、順次、意見交換を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（4）サイトラインの確保等において目指す方向性（案）

以下の資料について事務局より説明

- 資料5 サイトラインの確保等において目指す方向性（案）

（5）意見交換

（座長）

- ・ ご説明ありがとうございました。資料4で論点が5点、資料5で論点1から論点4までのアウトラインが説明されました。これらについて順次、意見交換を進めていきたいと思っております。
- ・ 最初に論点1ですが、検討の対象となる施設、用途についてご意見等をお願いしたいと思います。

（事務局）

- ・ 少し補足させて頂きたいと思っております。客席がある施設という、基本的に資料5（通しp.16）の赤枠で囲っている部分になると思っております。論点2とも関係してきますが、例えば映画館などで、一般的に人が立たないことを前提にしているような用途などもあります。この赤枠で囲っている外形的に客席がある施設について、サイトラインを検討するにあたって、もう少し、赤枠の中でもどの用途なのかということについてご意見を頂けると大変ありがたいと思っております。

（座長）

- ・ 赤枠の「3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場」「4. 集会場又は公会堂」について、どのような部分まで含めていくかというご意見がございました。それ以外のものについても、関連する部分はありますが、今後の詳細な詰めを行っていく上で必要な部分についてはご発言頂ければと思います。いかがでしょうか。

（委員）

- ・ 3と4でよいと思っております。サイトラインの確保に関しては、お客さんが立つものかどうかという視点で考えています。例えばスポーツ観戦あるいはコンサートは立ちますので、ここではぜひサイトラインは確保して頂きたいと思っております。
- ・ 一方で、立たないものもあります。映画館は、日本人はほとんど立ちませんので、映画館でのサイトライン確保は考えなくてよいのではないかと思います。また、古典芸能も立たないのではないかと思いますし、ミュージカルも最後に舞台に演者の人が出てきて拍手するときは皆さん立ちますが、それ以外はほとんど立たないのではないかと思います。このように立つか立たないかということで分けて頂きたいと思っております。

- ・ 分散配置と同伴者席は隣、この2点に関しては、どの施設も共通で検討して頂きたいと思います。

(座長)

- ・ 後ほどまた整理をさせていただきますが、スポーツ施設、コンサート関係など、基本的に立位で見られる可能性がある部分についてのご指摘がありました。また、古典芸能、映画館、そういういったものについては除外してもよいのではないか、というご意見です。

(委員)

- ・ 論点1の表についての確認ですが、「観覧場」がいわゆる「スタジアム」になるのでしょうか。
- ・ 論点2の図は、車椅子の視点から前の人が立った状態というのが示されています。私は大きな電動車椅子に乗っていて、自分自身も身長が181cmあって、非常に大きいということもあり、スタジアムなどは大丈夫なのですが、映画館や劇場の場合、車椅子席に行けたとしても、自分の後ろにいる方の視界を遮ってしまうのではないかと懸念されるレイアウトが結構あるのです。車椅子からの視点だけでなく、車椅子の後ろにいる一般客の方のサイトラインというのも視点に入れて頂きたいと思います。

(座長)

- ・ 2つほどご意見ありました。1つは観覧場がスポーツ関係の施設、野球場、サッカー場といったものはこの枠組みの中でよろしいのかどうか。もう1つは論点2の部分で、一般席のサイトラインについても考慮しておかなければいけないのではないかと。特に車椅子席に対する対応の方法についてのご意見がありました。
- ・ 後ほどまとめて、現時点で回答できるものについては事務局からお話を頂きます。

(委員)

- ・ 論点2について、イメージ例①のように、前の人立って車椅子の人の視界が遮られない、これが大事なポイントだと思います。また、ご指摘があった、車椅子が後ろの人の邪魔にならないような設計ということも大切だと思います。
- ・ 手すりも書いて頂いていますが、これもできるだけ遮られないような高さ、80cmとか75cmぐらいだったと思いますが、についても併せて設定して頂きたいと思います。

(委員)

- ・ 現行法との整合性を考えると施設用途としては、3と4を対象にしたものにすべきだろうと思います。ただし、サイトライン確保については立ち上がるか、立ち上がらないのかが影響し、それは演目によって変わります。多目的ホール等は、いずれにも対応しなくてはならないこととなりますので、立ち上がる演目が想定される場合には、それに対応していかなくてはならない。施設用途だけではだめで、実施可能性のある演目との組み合わせで考える必要があるだろうと思います。

(委員)

- ・ 今のご意見と同じ意見です。演目によってといっても、劇場の中で静かに終わる部分と、ロックのコンサートのような音楽フェスティバルで盛り上がるケースによって立ち上がるケースもあるので、その辺を考慮しながら検討するというのは必要と思います。
- ・ 論点2の図で、手すりは垂直になっています。実際の車椅子席の構造で言うと、つま先が邪

魔にならないよう湾曲した形まで、ガイドラインの中で示せるのか議論になると良いと思います。

- ・ 例えば野外フェスティバルの場合、臨時で車椅子エリアを設置したりするケースがあると思います。そういう場合についても考慮すべきというのが入るとより良いのではないかと思います。

(座長)

- ・ いずれも実効性の確保と関連する部分にはなると思います。ご意見ありがとうございました。

(委員)

- ・ 基本的に今皆さんがご発言された方向性でよいと思います。結局は観客が立つか立たないかの演目によってやるべきことが変わってくるので、その頻度に応じてサイトラインの設定をすればよいのではないかと思います。またサイトラインの設定は、座っている演目でも考えます。
- ・ 手すりについて、自治体によって建築条例等が微妙に異なる可能性もあります。手すりにかからないということうまく表現できれば、斜めにする、形状を工夫するという設計をすればよいのではないかと感じております。
- ・ また、基本的に車椅子席の後ろの客席も、その前の一般の席の方と同じようにサイトラインを確保するように設計をすべきです。車椅子席を置いた場合には、それを踏まえた後ろの方の設計を当然しなければいけないので、規定に書く、書かない以前の問題だと個人的には感じます。

(座長)

- ・ 後ろの一般客席についても当然チェックしなければいけないということでした。

(委員)

- ・ 今回初めて出席させて頂いています。よろしくお願いいたします。
- ・ 映画館では、ほとんどの場合は立ち上がることはないと思います。一部の特殊な上映として過去に参加型の上映というのがあり、そのときは立ち上がったということがありましたが、イベント的なもので、基本的には立ち上がらないと認識しております。
- ・ サイトラインに関して、個々の劇場、特にシネコンなどは大きなスタジアムとは違っていて、100以下の座席のところもあります。そこも考慮をした上で、今後論議を進めていくべきと感じております。次の論点3になりますが、分散型の配置に関しては、客席の数が少ないところだと、完全に合致するのはなかなか厳しいのではないかと感じております。

(座長)

- ・ 後ほどまた分散配置等についても議論を重ねたいと思います。
- ・ 論点1の用途については、例えば学校などで階段的なホールなども近年多く使われていますし、あるいはホテルなどでホールの使うような部分をどうするかということもあります。いずれも今の皆様方のご意見の中にフォーカスされてくる部分があるかもしれません。
- ・ 用途の「12. 体育館、水泳場などに類する運動施設または遊技場」で観覧席が設けられる部分、これらについてのチェックは当然出てくるかと思います。基本的には3と4をベースにして考えておけばおそらく問題ないということが、皆様方のご意見で納得できたところです。

(事務局)

- ・ 先ほどご質問ありました「観覧場」について、基本的にスポーツ施設、スタジアムなどは観覧場と捉えて頂いて大丈夫だと思います。

(座長)

- ・ この辺の表現も、法的な表現と実際の運用上はいろいろとあるかと思います。今は一般的に室内であれば「アリーナ」という言葉が使われています。
- ・ それでは、論点3と論点4について、これから皆様方のご意見もお伺いしたいと思います。先ほど映画館等で分散配置について厳しい部分があるというようなご指摘もありました。皆様方からのご意見を頂ければと思います。

(委員)

- ・ 論点3の分散配置について、これはイメージ例のとおりで、垂直・水平に分散されていることです。水平というのは同じフロアでいろいろな場所にあるということ、垂直というのは上の階にも席がある場合は上の階にもつくるという考え方です。この野球場の例は適切だと思います。基本的な考え方は、障害のない人はいろんな席を選んでチケットを購入して見ることができる。それにできるだけ近づけて頂きたいということです。
- ・ 小規模の場合、先ほど映画館の話がありましたけれども、例えば100席ぐらいの小さいところでは席数が少ないですから限定されることは出てくると思います。それは仕方がないと思います。ただ、その場合には見やすい場所ということは、考慮が必要だと思います。今の車椅子席は大体見にくいところ、端あるいは後ろにあります。映画館の小さい100席ぐらいのホールだと、一番前の右か左がほとんどなので、非常に見にくいというのがあります。小規模の場合は見やすい場所に設置するということをぜひ検討して頂きたいと思います。
- ・ 論点4の同伴者用の客席のスペースについて、これもイメージ例のようなものだと思っています。できるだけこうしてほしいと思っているのは、可動式の椅子とすることです。それはなぜかというと、車椅子同士で行ったときに隣で並べる、あるいは大きい車椅子が行ったときにちゃんと入れるという意味で、固定でない椅子のほうが、融通が効くためです。いろいろな規制があったりするかもしれませんが、東京消防庁の基準では可動式でもよいというのを教えて頂きましたように、できるだけ固定でなくて可動式でよいとして頂きたいと思います。
- ・ 同伴者は1人とは限らずに、2人目、3人目という場合もあると思います。ここをどうするかは議論が必要だと思います。一般的には車椅子1人に対して同伴者1名、そこまでは確保されているのですが、同伴者2人目以降をどうするか。それはスタジアムによって対応が変わっていると思います。例えば野球を見に行こうというときに、3人、4人で行くということとはよくあることですので、できるだけ同じエリア、あるいは近いところで見られるようにということも考えていかないといけないのではないかと思います。
- ・ 最近ファミリーシート、グループシートで、家族何人かで見られるような席があります。そこは大抵、車椅子で入れないのですが、家族の中に車椅子の人がいることはよくあることですので、そういったグループで使う席も車椅子対応のものを設けるという視点も加えて頂きたいと思います。

(委員)

- ・ 垂直・水平分散については、現状ではどこか1つしか選べないというケースも結構あります。

障害のない人は様々な席から選ぶこと可能です。例えばS席、A席とか、エリアによって値段の差があったりします。車椅子席も同じように選べること、高い席・安い席なども含め、基本的な考え方として、障害のない人ができることと、できる限り同じような環境のところを選べるということを目指して頂きたいと思います。

- ・ 小規模のところについて、特に映画館がそうですが、スクリーンの最前列の端が多いのですが、非常に見づらいのです。障害によっては近くでないで見づらいという視覚障害の方には最前列は1つありだと思っておりますが、車椅子ユーザーにとっての最前列は非常に見づらいということがあります。映画館等においても、できれば普通の場所が選べるような形がありがたいと思います。
- ・ 論点3の表の左下の点線で囲まれた3つのエリアが分散配置に該当するかについて、該当すると思います。この場合、先ほど発言した車椅子席の後ろの人のサイトラインもちゃんと確保できればよいと思います。
- ・ 論点4の次のページの同伴者席について、私はふだん介助者と行動しているので、観戦するときも介助者と一緒に行くというケースはあります。個人だけで行くケースもあれば、同じような車椅子の仲間たちと一緒にいくケースも多々あります。その場合、同伴者席が固定であるよりも、先ほどの発言にあったように可動席、具体的には大体パイプ椅子を出して頂くケースが多いのですが、そういう自由度があるほうがお互いやりやすいということがあります。そういう形で最悪なのは、車椅子席の後ろに介助者・同伴者は椅子を置いて見てくださと言われてしまうケースです。それは非常に残念で、一緒に楽しむことがしづらいということになりますので、必ず横にいられるように、そういうレイアウトが必要だと思います。
- ・ 大相撲、国技館のような、ボックス席のようなケースはどういうふうにするのか悩ましいところです。国技館の場合は、角に車椅子席がありますが、そこをどのようにしたらよいかは、うまく提案ができないのですが、その辺の工夫も必要なのかなと思います。

(座長)

- ・ 最後に国技館の話も出てきました。劇場等でもバルコニー席などがあって、一般的にもサイトラインがなかなか難しい部分などがあります。そういったところでどの程度、車椅子の方のアクセスを考えるかということもあるかもしれません。

(委員)

- ・ 先ほど一番前の席が車椅子席に指定されて見づらいというご指摘を頂きました。確かにそういう部分もあるかと思うのですが、有事があった際に、なるべく非常口に近いところにいて頂いたほうが避難しやすいということもありますので、その辺もご理解頂ければと思います。かなり限られたスペースで映画館はつくられていますので、そういったこともご理解頂き、動線が確保できるのであれば、少しでも見やすいところに車椅子用席を確保するというのは当然のことであるということを申し上げたいと思います。

(座長)

- ・ 避難への対応の部分も十分考慮しなければいけないのではないかとご指摘でした。

(委員)

- ・ 皆さん、実際のご経験からくるものがあるのだらうと思います。同伴者席は仮設のほうが使い勝手がよいのではないかとご意見にはとてもほっとしました。公立の文化施設は多目

的ですので、車椅子の方がお見えにならないときの活用も考えないといけないと思います。

- ・ 公立の文化施設の場合は、チケットが有料なのか、又は減額をされているのか、又は無料なのか、自治体の福祉政策によって対応が違っていると思います。この場所が見にくくてもただなのだから、というような理論になってしまっているのではないかというのは、私が個人的に危惧しているところです。
- ・ 分散配置について、図は中通路に車椅子席がありますが、一番前、中通路、一番後ろと前後もあるべきと思います。例えばオーケストラを聴くときは一番前や中通路は建築音響的にベストではない部分もあり、なるべく後ろのほうがよいという方もいます。2階席がよいなど、いろいろご要望がありますので、多様な場所にできるようにしておくということです。
- ・ 劇場では一番前の列を外して車椅子席とすることが可能な部分があることが多いですが、そこへの動線が階段しかないこともあります。1,000席規模ですと、確実に中通路がつくられると思います。一番後ろという場合もありますが、そこへのアプローチの方法が必要になります。
- ・ 通路の前側に置くのがよいのか、通路の後ろ側に車椅子席を用意したほうがよいのか、これも議論があるだろうと思います。通路後ろに配置する場合には一段分の客席を外した部分が車椅子席になります。その辺の対応には個別の様々な問題があろうかと思っています。
- ・ 私としては前後・左右自由に選べるという対応にして頂き、その場所を他の利用にも活用できるようにしていることが、公立の多目的の施設からすると必要なのではないかと思います。

(座長)

- ・ 同伴者席が仮設である、仮設という言い方は少し適切ではないかもしれないが、オープンスペースになっているということの同意の意見と受けとめました。
- ・ 席の分散配置については前列、中列、最後列という垂直方向の分散についてのご指摘です。最前列の場合は劇場で客席を取りやすく、取れるような工夫はされていますが、実際そこへのアクセスが可能かどうか、というご指摘かと思っています。スポーツ施設ではそのままストレートに入れる場合もあるので、若干違うところがあるかもしれません。

(委員)

- ・ いろいろなお意見がありました。私どももそのような方向性でライセンス審査、指針をつくって行っております。残念ながら現在、開催している場所には、観覧場や劇場と違って、どちらかというスポーツをする場所として設計されてきた古い体育館等がまだまだ残っております。その改修を進めるため自治体と常に協議させて頂きながら進めているのが現状です。自治体の理解の温度差もあり、順調に進んでいるところもあれば、なかなか順調に進んでいないところもあります。リーグとしては指針をつくりながら、また、さらに今回のご意見を頂いた方向性で指針あるいは基準を改訂していくような形で進めていきたいです。
- ・ いろいろな皆さんからご意見を頂いたように、車椅子の方、あるいは車椅子席でない一般席の方、どちらも私たちは主と考えていますので、誰もが見やすく、代表されるアリーナづくりをしていきたいという方向性です。今回委員に参加させて頂いたことを非常に感謝申し上げますけれども、引き続き、皆さんのご意見を頂ければと思っています。
- ・ 規模感で言うと、2,000席の体育館もありますが、今、目指そうとしている5,000席以上のア

アリーナの規模になれば、水平・垂直の分散配置については実現しやすくなると思います。チケットングにおいても、VIPから一般席まで、全てのところに車椅子席対応でアクセスしやすい、あるいはチケットングできるような、そういった方向性でこれから整備も進めていければよいと思います。貴重なご意見を頂いて非常に感謝しております。ありがとうございます。

(委員)

- ・ スタジアムクラスであればだいぶ進んでいるものの、それでもまだ垂直方向が足りてないということかと思いました。確かに規模が大きければ大きいほど対応はしやすくなりますので、今後新たな施設の基準があれば、そういった設計になっていくのではないかと思います。
- ・ 中規模・小規模のスタジアムで分散がなかなか進まない理由に構造的な理由があります。それも既存の考え方でやればそうなるのですが、大変革といいますか、しっかりと考えていけばできないことはないと思っています。例えば施設の運営側、設置者側で基準を設けて頂く、あるいは方向としてしっかりと「分散配置」というのを明記して頂くことで、業界・設計者はしっかりとそこを踏まえて設計していくのではないかと思います。
- ・ 個人的にも映画館で最前列しかないところを見て、これはどうしたものかなと思うことはあります。そのあたりは建築や構造の考え方の変革が必要かと思いますが、何か考えていかなければいけないと思います。以上、感想です。

(座長)

- ・ 今、ご指摘があったように、設置者側の基準の作り方が非常に重要だということは、本日の資料の説明の中でもありました。

(委員)

- ・ リーグとしてはチケットを販売して様々なお客様に来て頂くということを目指しているのですが、先ほどご意見あった車椅子席と介助者の方が1対1という形で計画されてしまうと、なかなか難しいことがあります。特に地方の多くの自治体で、客席は床に固定しなさいということがあり、なかなか家族・ファミリーでのチケットングがしにくいところもあつたりします。こちらの指針と同時に、いろいろな地方自治体の火災予防条例や興行条例の基準も少し見直して頂けると、チケットングや配置がいろいろしやすくなるのかと思います。その辺も併せて事務局のほうで受けとめて頂ければと思いました。

(委員)

- ・ 分散配置について、車椅子の方もそうでない方も同じ席を選べる選択肢があることが大事だと思います。例えば野球場やスタジアムの場合に、チケットカテゴリー、〇〇席、〇〇席といった設定が基本的にあると思いますが、そのカテゴリーごとに車椅子の方も見られる場所があるべきだと思います。
- ・ もう一つ、分散配置の選択肢の中に、イベントによって変わりますが、チケットの価格帯という要素もあると思います。いろいろなところで見たいことに加え出費が人によって異なりますので、これも1つの選択肢になると思います。結局、価格設定はチケットカテゴリーに付随しているケースが多いと思いますので、チケットカテゴリーごとに席を確保する方向性を出すことが先ではないかと思います。
- ・ サッカーのスタジアムやBリーグのアリーナにおいて、いろんな観戦形態が出てきています。

先ほどご指摘あったグループ席、ファミリー席、観戦ボックス、ラウンジに付随したカウンター席など、いろいろな楽しみ方を提供する設計をしております。そのカテゴリーにおいて車椅子の方が行ける環境を持っておくことが本来の姿ではないかと思えます。

- ・ 同伴者の方の席の考え方について、設計者側としては火災予防条例によく抵触します。本来であれば、こちらも一般の方と同じように車椅子の方であろうがなかろうが、一緒に見たい人と一緒の場所で見るという環境を整備することが重要であろうと考えますので、やはり同伴者席の固定席化を外すような文言なり言い方なりが表現できれば、設計側としてもそういう環境を設計しやすいと感じております。

(座長)

- ・ 火災条例の問題についてご指摘ありました。同伴者席の表現の方法、そして条例の改善を促すといったような側面もあるかと思えます。

(委員)

- ・ サイトラインの議論とは外れてしまう質問で恐縮なのですが、設計の方にお伺いできればと思います。スタジアムなどで車椅子席にもテレビ局のテレビカメラが陣取ってしまっていることがよくあるのですが、カメラ設置エリアというのは予め設計の段階で入っているのでしょうか。

(座長)

- ・ カメラの入る位置は予めセッティングされているのか、それともそれを優先しながら対応するのか、座席の変更をするのかもご質問の中にあるかもしれません。いかがでしょうか。

(委員)

- ・ 私が言うまでもなく、JリーグもBリーグも、テレビ中継に即したカメラ位置を各々の規定で既に設定されていっしょだと認識しております。基本的にはそれに干渉しない位置に車椅子席を設置します。イレギュラーに車椅子席に設置される可能性もあるかと思えますが、設計時から想定した位置にテレビカメラを設置するということが基本になっていると思えます。

(座長)

- ・ イレギュラーな場合ももちろんあるかもしれませんが、基本的にはそれを考えた上での設計であるということです。

(委員)

- ・ 分散配置について考えなくてはいけないこととして、場所の問題もありますが、それぞれ分散されたところでどのぐらいの席を用意すればよいのかという数の問題もあると思えます。以前、座席選択に対してニーズがあるのかを調査したことがあり、結果として、用意されるチケットカテゴリーの全体比率と同じような比率で車椅子席を用意すべきという結果となりました。ただし、多目的の施設の場合には、千差万別にカテゴリー設定されると思えますので、施設用途ごとになるかもしれませんが、一般的な傾向を把握できないか、それができれば設計の際の基礎資料として役立つのではないかと、そんなことを考えながら皆さんのご意見を聞いていました。

(座長)

- ・ 一般の客席でも場所の取り方、どこで、いつ予約するのかというタイミング、会員が非常に多い中で会員の方が優先されてよい席が取られてしまう、そのようなこともあるかもしれま

せん。いろいろと設計者にとっても頭が痛いところであります。

(委員)

- ・ 1点目は、同伴者席の固定の件について、東京消防庁は特例で固定しなくてよいとしてくれました。今回の検討会とはちょっと違うかもしれないのですが、各都道府県の消防庁に同じように特例を考えてもらうことも必要と思いました。
- ・ 2点目は、車椅子席の前に通路を設けるか、後ろに設けるかについて、基本的には通路が後ろがよいと思います。例えば野球・サッカーの場合、お弁当を買いに行ったり、トイレに行ったり、ビールを買いに行ったりと、通路をみんな歩きます。通路が前にあるとずっと人が歩くことになり、とても見にくいのです。新しいスタジアムは全部、それは考慮されて通路を後ろに設けるようにしてもらっていますが、そちらのほうがよいと思います。ただ、コンサートホールなどでは、演目中に通路を歩くことはほとんどありませんので、そういう劇場であれば、前に設けてもらっても問題はないのではないかと思います。

(座長)

- ・ ご意見が出ています火災予防条例関係について、国土交通省のほうで何かご知見ありましたらお願いしたいと思います。

(事務局)

- ・ 火災予防条例関係について、現状は我々のほうで全国的な状況というのは把握できていません。次回以降の論点とも関わってきますが、今回の検討会の中では、サイトラインの確保等について実効性の確保をどのようにしていくのかが非常に大事なポイントだと思います。
- ・ 実効性の確保という観点で、火災予防条例などについてもどのように考えていくのかということが大事な部分になってくるかと思いますので、本日又は次回以降のご意見を踏まえながら、総務省消防庁と話をしていく必要があると感じています。

(委員)

- ・ 本日はありがとうございます。皆様の議論を聞かせて頂き、多くの気づきがありました。冒頭でご説明頂きました事例のように、スポーツ、文化活動、多くの人々が楽しむという大前提のもと、大きな空間、小さな空間それぞれございますが、非日常的に集まる場所において、提示されている安全や避難の視点を念頭に置きながら、これからも意見を出させて頂きたいと考えます。
- ・ 審査につきましては、まだ、あまり事例がないところです。今後この会議の中でお伝えできればと考えています。

(委員)

- ・ 本日はありがとうございます。皆様のご意見を聞かせて頂いて大変参考になりました。県の自主条例である「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」で、バリアフリーの基準を定め、県内の建物を審査しております。車椅子客席の基準はあるのですが、そこに至るまでの経路の基準が主であり、サイトラインや分散配置は基準にありません。今日のご意見を参考にさせて頂きながら県内の自主条例に関しても考えていきたいと思っています。
- ・ 自主条例の客席を審査する場合、サイトラインが出てくるような事例のメインは映画館となります。そのような事例では、避難の関係から出入口通路に近いところに車椅子客席が設けられている場合が多いと思います。自主条例では、数に関して何%以上という基準は決まっ

ていますが、サイトライン等の観点はないので、皆さんの今日のご意見を参考にさせて頂きながら進めていければと思います。次回以降についても、よろしくお願ひいたします。

(委員)

- ・ 立場的には論点5に係る今後の「サイトラインの確保等に関する実効性の確保」が大きな関わりがあると思います。その上で、今日のご意見は参考になると思って聞いておりました。ありがとうございます。
- ・ 今後の協議にあたり、2点お伝えできればと思います。1点目は、論点1の用途です。今の方針に特に異論はないのですが、制度設計や基準の設計に関して、演目や施設によっていろいろと変わるものだと思いますので、今後の議論にあっても、3.と4.の中でも、こういった施設ではこういった基準が必要であろう、こういった対応が考えられるであろう、といった資料や内容をもとに議論をしてもよいのではないかと思います。
- ・ 2点目は、今日は主に座る座席があるようなタイプについての議論だったと思うのですが、席のない立ち席の場合、通常の審査だと、各行政庁、各地域の条例で固定席の場合でなくても立ち席の場合にはこういう基準でやってほしいというお話も多くあります。立ち席がどの程度、全国各地にあるかはわからないのですが、制度設計する上で漏れがないように今後協議させてもらえたらと思います。

(委員)

- ・ 本日はありがとうございます。通常、建築基準法、また建築基準関係規定のバリアフリーの施行令の審査をしており、アリーナ・スタジアムの審査もしております。その中で、今後検討していく論点5が、我々が関わっていくところだと思います。
- ・ 論点1～論点4について、様々参考になる内容のお話がありました。施設によっては規模も変わりますし、席の配置も変わる中で、設計者が見やすいようにという形で設計をされていると思います。論点5に持っていきうえで、バリアフリー法施行令が先日改正され、今後施行されますが、そのような義務的なもので縛ることができるものなのか、それともガイドラインとして公表されている設計標準の中で、設計者にこういうものが望ましいと示すものなのかについては、今後さらに検討していく必要があると感じました。

(座長)

- ・ 質問なのですが、火災条例関係での各地のご知見はありますか。

(委員)

- ・ 消防とは消防同意という形でいろいろお話をしながら対応させて頂いているというのが実情です。各地域の条例で定められている細かいところまでは把握していません。

(座長)

- ・ それぞれ皆様方にご発言を頂きました。ありがとうございます。
- ・ 最初に申し上げましたように、この後、論点1～論点5も含めて、今後の第2回、あるいは第3回の中でさらに詰めていきたいと思います。特に今日の段階では、用途については概ねよいのではないかとということ、場所によって、用途の中身についても少し議論をしていく、これは実効性の確保でどの段階でどうするかとも関連してくるかもしれません。
- ・ 客席のサイトラインについては、立ち席の話もありました。これも含めて少し整理をしておく必要があるかと思います。また、車椅子席は通路の前が標準的な形という指摘もありまし

た。

- ・ 水平・垂直の分散配置については、カテゴライズされている客席などが出てきているので、このあたりについての考え方をどうするかもあるかもしれません。
- ・ 同伴者席、数、スペースの取り扱いについても今後さらに検討を進めますが、実効性の確保も絡んでくるかと思います。
- ・ これまでの意見交換を踏まえ、事務局、国交省よりご発言あればお願いします。

(国土交通省)

- ・ いろいろなご意見頂き、ありがとうございました。
- ・ 義務づけも含めて検討するのかというご質問があったかと思いますが、義務づけも含めて検討しますが、我々が一番気にしているのは実効性のところですが、どのような手法がよいのかということの中で考えていきたいと思っています。例えば審査側からのご意見にありましたように、1つは審査ができるのかどうか、また実態としてそれを入れ込めるのか、という話も出てくるかと思っています。そういったことも含めて総合的に議論させて頂ければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(座長)

- ・ これからの議論について非常に前向きなご意見を頂き、ありがとうございました。議論の進め方の問題、表現の問題もあるかもしれません。そして審査、それが実際にできるのかどうかということもあるかもしれません。もちろん設計者側がそれに対応するような様々な資料を用意するというようなことなども、今後さらにご経験を頂きながら意見交換をさせて頂ければと思います。
- ・ それでは、ほぼ予定の時間になりましたので、全体の議題についての進行をこれで終了させて頂きたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

6. その他

- ・ 追加意見の提出について、事務局より説明

7. 閉会

①劇場・競技場等の客席全体のサイトライン確保について

主なヒアリング結果

	主なヒアリング結果
A社	<ul style="list-style-type: none"> ・ C値を設計ツールとして活用している。FP（視焦点）の位置は、競技により異なる。 ・ C値の活用は、設計者から施主に提案することが多い。 ・ C値とは別に、手すりや壁等によりサイトラインが阻害されていないか、平面図や3D等を用いた検証を行う。
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本設計段階では、これまでの経験値に基づき、舞台等が見えにくい客席かどうかを判定する。 ・ 実施設計段階では、CADでパースを作成し、見えにくいと判断された客席を対象に見え方を確認する。（演劇やオペラ等で見えるべき範囲を設定し、見え方や手すり・設備・天井等の影響の検証を行う。） ・ 劇場の形状やタイプ、上演演目により、一律に見え方を規定することはできないので、C値を用いてサイトラインを検証することは、ほぼない。 ・ 施工段階では、最終的にBIMの施工図を活用してサイトラインの最終検討を行うことはある。
C社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施設計段階では、CADで各座席からの舞台の見え方を表すパースを作成し、視線検証を行っている。劇場毎に舞台の立面・平面上で見えるべき範囲（演目により異なる）等の条件を設定し評価を行い、見えにくい席の改善を行っている。 ・ C値を用いた検証は行っていない。
D社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画・基本設計段階では、断面図を用いてサイトラインの検証を行う。 ・ C値による検証を提案することもある。しかし競技により観戦スタイル（臨場感・一体感を重視するか、ゆったりみるか等）は異なり、C値のみで最適な見え方確保を図ることは難しい。 ・ 何が見えることを重視するかは、施設や行われる競技の観戦スタイル毎に異なる。見えづらい部分が生じても、他事項（臨場感等）を優先することを選択する等の判断もある。 ・ BIM（3Dモデル）での検証は、客席形状が決まった後（基本設計の後半段階）に確認として行うことはある。
E社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場やホール、競技場とも、建物のフットプリントや高さに影響するため、基本計画段階からサイトラインの検討・検証を行う。具体的には、目標とするC値を設定し、基本計画では断面図やパースによる検証、基本設計では3Dモデルや解析ソフトを用いた、より精度の高い検証を行う。 ・ C値の計算においては、自社の共通事項として目線の高さを設定している。劇場では舞台中央の先端をFP（視焦点）とするが、競技場では、スポーツの種目によりFP（視焦点）は異なる。 ・ 設計では「ここまでしか見えない」ということも許容しながら、客席数と見え方の落としどころを探る。 ・ 見えにくいと想定される部分の検証には、パースも活用する。施工段階で、実際の椅子を使用したモックアップで検証することもある。

調査1. サイトラインの確保等に係る計画・設計方法、現状等について

②車椅子使用者用客席のサイトライン確保について

	主なヒアリング結果：サイトライン	主なヒアリング結果：前面の手すり
A社	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者の目線の位置（前面の手すりからの距離と床からの高さ）と、靴を履いて立っている状態の前列の人の目線の位置を共通事項として設定し、C値の計算を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さは75cmとすることが多い。（地公体の建築基準条例で75cm以上と定められている。） 形状について、サイトラインを阻害しない工夫をすることも多い。
B社	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子の座面は一般客席よりも高いと認識しているため、一般客席（着席した状態）でサイトラインが確保できていれば、車椅子使用者のサイトラインについての検証はしていない。 オールスタンディングが想定される（ロックコンサートなど）劇場では、一般客席の中に車椅子使用者用客席を設けることは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 客席前面手すりの高さは75cm以上としている。（消防への対応のため） 視線を遮らないよう、形状を工夫している劇場もある。
C社	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子の座面は、一般客席の座面より高い（着席した状態では、一般客席より優位）と考えており、CAD上での検証は可能であるが、通常は行っていない。 最近では前列の観客が立った場合のサイトライン確保も想定し、計画を行っている。（例：最後列に、2列分せり出す形で設ける） 	<ul style="list-style-type: none"> 高さは75cmとしている。（興行場等に係る技術指針に規定あり。） サイトライン確保になるべく支障が出ないように、形状を工夫している。
D社	<ul style="list-style-type: none"> 断面図を用いた検証においては、車椅子使用者の眼高と一般客席の眼高は、同一に設定している。 最近では、前列の観客が立った状態を想定して車椅子使用者用客席の設計を行っている。例えば、客席2列分をせり出して、車椅子使用者用客席を設置した事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さは70～75cmとすることが多い。（地公体の建築基準条例で定められている。）建築基準条例がない場合、高さ110cmとするよう指導されることもある。 視線の抜けを確保するため、形状は屋外施設なら横棧、屋内施設なら強化ガラスとすることもある。
E社	<ul style="list-style-type: none"> C値の計算においては、車椅子使用者の眼高と一般客席の眼高は、同一に設定している。 スポーツ施設や観客が立つことも想定する多目的のホールでは、前列の観客が立った状態で、C値の計算を行っている。劇場でも最近では、観客が立つ状況を想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さは75cmとしている。これより低いと危ないし、高いと視線に手すりが入る。 昨今のスポーツイベントは会場を暗くして光を多用する演出も多く、光が反射する（演出を妨げる）という課題があり、ガラス手摺を用いないケースもある。

調査1. サイトラインの確保等に係る計画・設計方法、現状等について

③車椅子使用者用客席の分散配置について

	主なヒアリング結果
A社	<ul style="list-style-type: none">一般客が客席位置を選択できるのと同様に、車椅子使用者も選択ができるよう、各ブロックに車椅子使用者用客席を設けることが多い。ただし施主の意向により一か所にまとめることもある。
B社	<ul style="list-style-type: none">車椅子席が少数に限られる場合を除いて、一般的には分散配置に対応している劇場が多い。施設設置者の意向を踏まえて、設計者から配置について提案するが多い。さらに劇場コンサルタントが、劇場ごとの特性に配慮し、多機能トイレやエレベータの位置や距離を考慮した提案を行う。
C社	<ul style="list-style-type: none">分散配置を考慮して、複数個所に設置している。（例：1階に2か所、2階に1か所等）
D社	<ul style="list-style-type: none">スタジアムで、分散配置を行った事例がある。施設の利用頻度（試合の開催頻度）や車椅子使用者用客席の使用頻度が低いと、車椅子使用者用客席の分散配置（例：客席中段への配置）とアクセスルート（傾斜路やエレベーター）の整備・維持管理費用のバランスが悪くなる可能性がある。位置は最前列のみだが、屋外（屋根あり）と屋内（空調あり）の2種類の車椅子使用者用客席を設けたスタジアムの事例もある。客席の選択肢については、分散配置以外にこのようなアイデアもある。
E社	<ul style="list-style-type: none">大規模な競技場等であれば対応は可能だが、競技場と比べて面積の小さい劇場・ホールでは対応が難しい場合もある。アクセスや避難のしやすさを考慮すると、競技場ではコンコース階に車椅子使用者用客席を設置することが一般的である。大規模な競技場でコンコース階以外の階に分散配置を行った事例では、車椅子使用者用客席はエレベーターや車椅子使用者用トイレに近い位置とした。ホール等のアリーナ席（平土間席）では、前列の観客が立ち上がった時に車椅子使用者の視線が遮られる。そのため車椅子使用者用客席は、アリーナ後方やスタンド席（2階以上）に設けることが望ましい。

調査1. サイトラインの確保等に係る計画・設計方法、現状等について

④ 同伴者用の客席又はスペースについて

	主なヒアリング結果
A社	<ul style="list-style-type: none">• 同伴者席は、車椅子使用者用客席に隣接して設置している。• 固定するかスペース（+椅子）とするかは、消防の指導による。また固定の度合いも消防の指導による。• スペース（+椅子）の方が、柔軟に運用できて良い。
B社	<ul style="list-style-type: none">• 同伴者席は、必要としない場合もあることにも配慮すべきである。また、車椅子席利用者が有料扱いの場合の同伴者の扱いについては、チケットの売り方も含めて検討すべきである。
C社	<ul style="list-style-type: none">• 現状では同伴者席を特定せず、車椅子使用者席のエリアに椅子を置く場合が多い。• 同伴者席を設ける場合にはスペース（+椅子）とすることが多いが、固定席として設けている例もある。• 同伴者席は、チケットの売り方とセットで検討する必要がある。
D社	<ul style="list-style-type: none">• 同伴者席を設ける場合、過去の事例では固定席（ビスを外せば取り外し可能）とした。計画・設計段階で、消防への特例申請を行い、スペース+可動席とする場合もある。同伴者用の客席を設けない場合や、車椅子使用者用客席の後ろに同伴者用の客席を設ける場合もある。• 同伴者用の客席又はスペースを隣接して設けるかには、同伴者席の目的設定（一緒に観劇・観戦することか、介助か）や、同伴者用の客席のチケットの売り方が関係するのではないか。
E社	<ul style="list-style-type: none">• 施設整備の要求水準として求められた場合には、要求水準に沿って設置する。• 固定席の場合もあるが、最近ではスペース（+椅子）とすることが多い。

調査1. サイトラインの確保等に係る計画・設計方法、現状等について

⑤車椅子使用者用客席のサイトラインの確保等を担保する方法について

	主なヒアリング結果
A社	<ul style="list-style-type: none">仮にC値を義務基準として用いる場合、一定のC値を満たすことを車椅子使用者用客席のみに求めるのはアンバランスではないか。また審査側はC値の計算はできても、FP設定の妥当性を判断できないだろう。規制（義務基準化）によるのではなく、車椅子使用者用客席のサイトライン確保・分散配置、同伴者席の必要性を施主と共有することが必要ではないか。「当該競技場で行う主要な競技において、前列の人が起立しても一般客席と同様のサイトラインを確保できること」等の定性的な水準であれば、設計者は対応を考えることができるだろう。
B社	<ul style="list-style-type: none">劇場形状やタイプ、上演演目によりサイトラインをどのように確保するのか一般客席でも異なるにも関わらず、車椅子使用者用客席のサイトラインの確保だけを必須条件（デジタルに規制する）とすることには無理がある。例えば、車椅子使用者用客席のサイトラインの確保を指針として示し、努力義務とするのであれば許容できるが、設計条件とすることは劇場設計の自由度を制約することになりかねない。場合によっては、車椅子席だけを一般客席と切り離し、最後部列や特別な鑑賞スペースに押し込むことになりかねない。C値等の客観的な指標があることは良いことかもしれないが、演目や規模によっては客席の臨場感や一体感の創出も重要であり、一律に基準を定めることは望ましくない。劇場とスタジアムでは、サイトラインに対する考え方が基本的に異なる。
C社	<ul style="list-style-type: none">劇場は、客席数等の建築条件や実施事業（演目）等が施設ごとに異なり、個別性が高い。サイトラインについては、劇場ごとに人体寸法や視対象の範囲を設定し、試行錯誤しながら設計を行っており、数値基準が定められると設計がしづらくなる可能性がある。「オールスタンディングでも車椅子使用者用客席のサイトラインを確保する」といった定性的な基準であれば、対応を考えることができる。
D社	<ul style="list-style-type: none">車椅子使用者用客席のサイトライン確保を義務基準とすることは難しいのではないかと。建築確認申請で審査するのであれば、審査側が判断するための指針が示される必要がある。垂直・水平の分散配置は、施設規模や整備・維持管理の費用が小規模であると難しい場合がある（特に垂直分散）。そのため義務基準とすることは望ましくなく、施設毎に計画・設計の自由度があるほうがよい。
E社	<ul style="list-style-type: none">一般客席と同様、車椅子使用者用客席のサイトライン確保については施主と設計者が考えるべきことである。車椅子使用者用客席のC値の目標値はあってもよいが、義務基準として一律に値を設定されることは望ましくない。車椅子使用者用客席の前列の客席は、立たないことを条件にチケットを販売する、あるいはチケットを販売しないという方法もあり、サイトライン確保については施主・設計者だけでなく運営側も含めて解決すべきと考える。同伴者用の客席については、隣接して設置することにより介助を要する車椅子使用者の利用が増えてよかった、となれば施主や設計者は積極的に設置するようになるのではないかと。

調査1. サイトラインの確保等に係る計画・設計方法、現状等について

● 参考：C値について

● 視線のクオリティ：C・バリュー（C値）

- C・バリューとは、一般的に「視線」と呼ばれる、前列に座る観客の頭越しに見える視界のクオリティを示す可変数です。
- 原則として、C・バリュー値が高いほど視界がクリアになる、つまりピッチが良く見渡せると理解されます。
- 優れたスタジアム設計はスタンド全体において非常に高いC・バリュー値を持つこととなります。
- しかし、C・バリュー値を高めようとする、スタジアムの全体的な高さや幅も増えてしまう場合があります。
- 一般的な方程式は下のとおりです。

■ 一般的な方程式

$$C = \frac{D(N+R)}{D+T} - R$$

C=C・バリュー値

D=座席の観客から焦点（ピッチの端）までの水平距離

N=座席のある列の1段ごとの高さ

R=座席の観客の目の高さ（ピッチレベル）との間の垂直線上の高さ

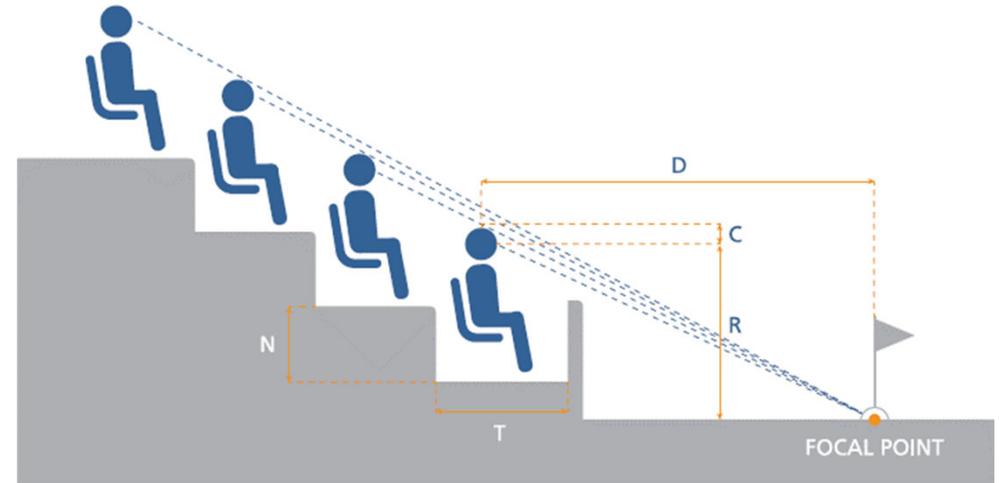
T=座席のある列の奥行き

- 優れたC・バリュー値を得るためには、席に座っている観客の目の高さや前列の観客の頭頂部との間に90mm（許容値）から120mm（理想値）の間隔が必要です。
- C・バリュー値の算出に慣れており、視界を最良化する術を認識している設計者が作業に当たるべきでしょう。

● 文章と式の出典：UEFAガイド：良質なスタジアム建設の手引き（（公社）日本サッカー協会、発行日：2016年7月27日）p.52

[https://www.jleague.jp/img/aboutj/stadium/uefa_guide/UEFA%20GUIDE%20TO%20QUALITY%20STADIUMS\(Ja\).s.pdf](https://www.jleague.jp/img/aboutj/stadium/uefa_guide/UEFA%20GUIDE%20TO%20QUALITY%20STADIUMS(Ja).s.pdf)

「スタジアム建設のプロジェクト発足から竣工式典まで、設計や建設工事を含む全事項を網羅し、各事項の指標を読みやすい形で提供することを目的としている。」と冒頭に記述あり。



● 図の出典：FIFA FOOTBALL STADIUMS GUIDELINES

<https://publications.fifa.com/en/football-stadiums-guidelines/general-process-guidelines/design/stadium-bowl/>

「サッカーコミュニティのためのベストプラクティスガイドラインであり、規範的な要件と規制のセットではありません。」との記述が冒頭にあり。

● C値による水準設定の例

— 新国立競技場整備事業業務水準 —

— 第4節. 施設計画（個別）

1. 建築性能

(8) スタンド

① 注視点(Focal Point (以下「FP」という。))とC値

a) 陸上、サッカー、ラグビーとも、すべての席から見ることができるFPを設定し、各観客席からC値60mm以上を確保してサイトラインを構成する。

b) FPの設定は各競技の施設基準による。

● 出典：新国立競技場整備事業業務水準 平成27年11月2日（正誤反映）（独立行政法人日本スポーツ振興センター）p.3-15

https://www.jnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/advisory/20191106_advisory9_sankosiry_ou04.pdf

調査5. 米国における、客席を有する施設のバリアフリー基準について（詳細）

(1) バリアフリーに係る建築規制の制度（全般）について

		カリフォルニア州	マサチューセッツ州	ボストン市
①バリアフリーに係る建築規制（バリアフリー基準）を設けているか		設けている	設けている	設けている
②バリアフリーに係る建築規制（バリアフリー基準）の根拠法令の種類		州法、連邦法	州法	州法、連邦法
③建築規制（バリアフリー基準）への適合審査を行う機関		州、市、民間機関、その他	市	州、市、民間機関、その他
④根拠法令に基づく建築許可までの手続きのフロー		<ul style="list-style-type: none"> ・手続きは管轄区域やプロジェクトの種類によって異なる。 ・通常、審査機関や管轄当局に図面が提出され、アクセシビリティ規制などの法規要件に基づいて審査される。 ・図面がカリフォルニア州建築基準法へ適合していると確認されると、建設許可証が発行され、建設が開始される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設許可を発行するマサチューセッツ州認定検査官は、520 CMR（州法）に精通し、発行された許可に基づく建設がアクセシビリティ基準に準拠していることを確認する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの流れは日本と同様である。 ・工事を開始するための証明書は「建設許可証」と呼ばれ、完了後に発行される証明書は「使用許可証」と呼ばれる。
⑤バリアフリー基準の規制対象となる建築物の用途・規模・建築行為	用途	公共建築物、公共施設、商業施設、公営住宅	民間資金または公共資金で建てられ、一般に開かれ利用されるすべての建物	公共施設
	規模	すべて	すべて	建設費による
	建築行為	新築、増築、改築、修繕、用途変更、その他すべて	新築、増築、改築、修繕、用途変更、その他（改修、改造）	新築、増築、改築、修繕、用途変更、その他（民間から公共への用途変更）
⑥建築物（観覧スペースを除く）のバリアフリー基準の義務付けの内容	バリアフリートイレの設置	あり	あり	あり
	一定の幅のある通路の確保	あり	あり	あり
	エレベーターの設置	なし	あり	あり
	その他	あり	あり	あり

(2) 劇場、映画館、スタジアムなどの沢山の客席がある施設の車椅子使用者用客席のバリアフリー基準について
 ①カリフォルニア州（州法）

2022 California Building Code, Title 24, Part 2 (Volumes 1 & 2) with July 2024 Supplement 【英語】	2022年 カリフォルニア州建築基準法、タイトル24、第2部（第1巻および第2巻） 2024年7月補足版 【日本語】
<p>CHAPTER 11B ACCESSIBILITY TO PUBLIC BUILDINGS, PUBLIC ACCOMMODATIONS, COMMERCIAL BUILDINGS AND PUBLIC HOUSING</p> <p>DIVISION 1: APPLICATION AND ADMINISTRATION</p> <p>11B-221 Assembly areas.</p> <p>11B-221.1 General.</p> <p>Assembly areas shall provide wheelchair spaces, companion seats, designated aisle seats and semi-ambulant seats complying with Sections 11B-221 and 11B-802. In addition, lawn seating shall comply with Section 11B-221.5.</p> <p>11B-221.2 Wheelchair spaces.</p> <p>Wheelchair spaces complying with Section 11B-221.2 shall be provided in assembly areas with fixed seating.</p> <p>Note: When required wheelchair spaces are not occupied by persons eligible for those spaces, individual, removable seats may be placed in those spaces.</p> <p>11B-221.2.1 Number and location.</p> <p>Wheelchair spaces shall be provided complying with Section 11B-221.2.1.</p> <p>11B-221.2.1.1 General seating.</p> <p>Wheelchair spaces complying with Section 11B-802.1 shall be provided in accordance with Table 11B-221.2.1.1</p>	<p>第11B章 公共建築物、公共施設、商業建築物、公営住宅へのアクセシビリティ</p> <p>第1区分：適用および管理</p> <p>11B-221 集会エリア</p> <p>11B-221.1 一般事項</p> <p>集会エリアには、車椅子スペース、同伴者席、指定通路側座席、準障害者用座席を、11B-221 および 11B-802 に準拠して設置するものとする。さらに、芝生エリアの座席については 11B-221.5 に準拠することとする。</p> <p>11B-221.2 車椅子スペース</p> <p>車椅子スペースは 11B-221.2 に準拠し、固定座席がある集会エリアに設けられるものとする。</p> <p>注：必要とされる車椅子スペースが車椅子利用者によって使用されていない場合、当該スペースに取り外し可能な個別の座席を設置することができる。</p> <p>11B-221.2.1 数と配置</p> <p>車椅子スペースは 11B-221.2.1 に従って設置されるものとする。</p> <p>11B-221.2.1.1 一般座席</p> <p>車椅子スペースは 11B-802.1 に従い、表 11B-221.2.1.1 に基づいて設置されるものとする。</p>

TABLE 11B-221.2.1.1 NUMBER OF WHEELCHAIR SPACES IN ASSEMBLY AREAS

NUMBER OF SEATS	MINIMUM NUMBER OF REQUIRED WHEELCHAIR SPACES
4 to 25	1
26 to 50	2
51 to 150	4
151 to 300	5
301 to 500	6
501 to 5000	6, plus 1 for each 100, or fraction thereof, between 501 through 5000
5001 and over	46, plus 1 for each 200, or fraction thereof, over 5000

11B-221.2.1.2 Luxury boxes, club boxes and suites in arenas, stadiums and grandstands.

In each luxury box, club box and suite within arenas, stadiums and grandstands, wheelchair spaces complying with Section 11B-802.1 shall be provided in accordance with Table 11B-221.2.1.1.

11B-221.2.1.3 Other boxes.

In boxes other than those required to comply with Section 11B-221.2.1.2, the total number of wheelchair spaces required shall be determined in accordance with Table 11B-221.2.1.1. Wheelchair spaces shall be located in not less than 20 percent of all boxes provided. Wheelchair spaces shall comply with Section 11B-802.1.

表 11B-221.2.1.1 集会エリアにおける車椅子スペースの数

座席数	必要な車椅子スペースの最小数
4～25席	1
26～50席	2
51～150席	4
151～300席	5
301～500席	6
501～5000席	6 + 501～5000席間で100席またはその端数ごとに1つ追加
5001席以上	46 + 5001席を超える場合、200席またはその端数ごとに1つ追加

11B-221.2.1.2 アリーナ、スタジアム、グラウンドスタンド内のラグジュアリーボックス席、クラブボックス席、およびスイート席

アリーナ、スタジアム、グラウンドスタンド内の各ラグジュアリーボックス席、クラブボックス席、スイート席には、11B-802.1に準拠した車椅子スペースを表11B-221.2.1.1に従って設置するものとする。

11B-221.2.1.3 その他のボックス席

11B-221.2.1.2に準拠する必要のないボックス席については、必要な車椅子スペースの総数は表11B-221.2.1.1に基づいて決定されるものとする。車椅子スペースは全ボックス席の少なくとも20%に設置するものとする。車椅子スペースは11B-802.1に従うものとする。

2022 California Building Code, Title 24, Part 2 (Volumes 1 & 2) with July 2024 Supplement 【英語】	2022年 カリフォルニア州建築基準法、タイトル24、第2部（第1巻および第2巻） 2024年7月補足版 【日本語】
<p>11B-221.2.1.4 Team or player seating. At least one wheelchair space complying with Section 11B-802.1 shall be provided in team or player seating areas serving areas of sport activity. Exception: Wheelchair spaces shall not be required in team or player seating areas serving bowling lanes not required to comply with Section 11 B-206.2.11.</p> <p>11B-221.2.1.5 Stadium-style movie theaters. In stadium-style movie theaters, the total number of wheelchair spaces required shall be determined in accordance with Table 11B-221.2.1.1. The required wheelchair spaces shall be located on risers or cross-aisles in the stadium section that satisfy at least one of the following criteria: 1. Located within the rear 60 percent of the seats provided in the theater; or 2. Located within the area of the theater in which the vertical viewing angles (as measured to the top of the screen) are from the 40th to the 100th percentile of vertical viewing angles for all seats as ranked from the seats in the first row (1st percentile) to seats in the back row (100th percentile)</p> <p>11B-221.2.1.6 Specialty seating areas. In assembly areas, wheelchair spaces shall be provided in each specialty seating area that provides spectators with distinct services or amenities that generally are not available to other</p>	<p>11B-221.2.1.4 チームまたは選手の座席 スポーツ活動エリアとして機能するチームまたは選手の座席には、11B-802.1に準拠する車椅子スペースを少なくとも1つ設けるものとする。 例外: 11B-206.2.11に準拠する必要のないボウリングレーンに対応するチームまたは選手の座席には、車椅子スペースを設置しなくてもよいものとする。</p> <p>11B-221.2.1.5 スタジアム型映画館 スタジアム型映画館における車椅子スペースの必要数は、表11B-221.2.1.1に従って決定されるものとする。必要な車椅子スペースは、次のいずれかの条件を満たすスタジアム部分の段床または横断通路に配置されるものとする。 1. 映画館の座席の後方60%以内に位置していること、または 2. 映画館の最前列（1パーセントイル）から最後列（100パーセントイル）の座席を基準とした場合、縦の視野角（スクリーンの上端から計測）が全座席の40パーセントイルから100パーセントイルの範囲にあること。</p> <p>11B-221.2.1.6 特別座席エリア 集会エリアでは、他の観客が通常利用できない特別なサービスや設備を提供する特別座席エリアごとに、車椅子スペースを設置するものとする。特別座席エリアに設置される車椅子スペースは、表</p>

2022 California Building Code, Title 24, Part 2 (Volumes 1 & 2) with July 2024 Supplement 【英語】	2022年 カリフォルニア州建築基準法、タイトル24、第2部（第1巻および 第2巻） 2024年7月補足版 【日本語】
<p>spectators. The number of wheelchair spaces provided in specialty seating areas shall be included in, rather than be in addition to, the total number of wheelchair spaces required by Table 11B-221.2.1.1.</p> <p>Exception: In existing buildings and facilities, if it is not readily achievable for wheelchair spaces to be placed in each specialty seating area, those services or amenities shall be provided to individuals with disabilities, and their companions, at other designated accessible locations at no additional cost.</p> <p>11B-221.2.2 Integration. Wheelchair spaces shall be an integral part of the seating plan.</p> <p>11B-221.2.3 Lines of sight and dispersion. Wheelchair spaces shall provide lines of sight complying with Section 11B-802.2 and shall comply with Section 11B-221.2.3. In providing lines of sight, wheelchair spaces shall be dispersed. Wheelchair spaces shall provide spectators with choices of seating locations and viewing angles that are substantially equivalent to, or better than, the choices of seating locations and viewing angles available to all other spectators. When the number of wheelchair spaces required by Section 11B-221.2.1 has been met, further dispersion shall not be required. In stadiums, arenas and grandstands, wheelchair spaces shall be dispersed to all levels that include seating served by an accessible route.</p> <p>Exception: Wheelchair spaces in team or player seating areas serving areas of sport activity shall not be required to comply</p>	<p>11B-221.2.1.1に基づく必要な車椅子スペースの総数に含むものとし、総数に追加して設けるものではない。</p> <p>例外: 既存の建物や施設において、特別座席エリアに車椅子スペースを設置することが容易でない場合は、障害者およびその同伴者に対して、他に指定したアクセシブルな場所にて同サービスや設備を追加料金なしで提供するものとする。</p> <p>11B-221.2.2 統合 車椅子スペースは、座席配置の一部として統合されるものとする。</p> <p>11B-221.2.3 サイトラインの確保と分散 車椅子スペースは、11B-802.2に準拠したサイトラインを確保し、11B-221.2.3に従うものとする。サイトラインを確保するため、車椅子スペースは分散して配置するものとする。車椅子スペースは、利用する観客に他の観客が利用できる座席位置や視野角と同等またはそれ以上の選択肢を提供するものとする。11B-221.2.1で求められる車椅子スペースの要求数が満たされた場合、それ以上の分散は必要ないものとする。スタジアム、アリーナ、グランドスタンドでは、アクセシブルな経路が提供されているすべての段床に車椅子スペースを分散させるものとする。</p> <p>例外: スポーツ活動エリアとして機能するチームや選手の座席には、11B-221.2.3の規定は適用しないものとする。</p>

2022 California Building Code, Title 24, Part 2 (Volumes 1 & 2) with July 2024 Supplement 【英語】	2022年 カリフォルニア州建築基準法、タイトル24、第2部（第1巻および第2巻） 2024年7月補足版 【日本語】
<p>with Section 11B-221.2.3.</p> <p>11B-221.2.3.1 Horizontal dispersion. Wheelchair spaces shall be dispersed horizontally. In assembly areas that have seating encircling, in whole or in part, a field of play or performance, wheelchair spaces shall be dispersed horizontally around the field of play or performance area.</p> <p>Exceptions:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Horizontal dispersion shall not be required in assembly areas with 300 or fewer seats if the companion seats required by Section 11B-221.3 and wheelchair spaces are located within the 2nd or 3rd quartile of the total row length. Intermediate aisles shall be included in determining the total row length. If the row length in the 2nd and 3rd quartile of a row is insufficient to accommodate the required number of companion seats and wheelchair spaces, the additional companion seats and wheelchair spaces shall be permitted to be located in the 1st and 4th quartile of the row. 2. In row seating, two wheelchair spaces shall be permitted to be located side-by-side. <p>11B-221.2.3.2 Vertical dispersion. Wheelchair spaces shall be dispersed vertically at varying distances from the screen, performance area or playing field. In addition, wheelchair spaces shall be located in each balcony or mezzanine that is located on an accessible route.</p> <p>Exceptions:</p>	<p>11B-221.2.3.1 水平分散 車椅子スペースは水平方向に分散して配置するものとする。フィールドやステージを全体的または部分的に囲む形で座席が配置されている集会エリアでは、車椅子スペースはフィールドやステージの周囲に満遍なく分散して配置するものとする。</p> <p>例外:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 座席数が300席以下の集会エリアでは、11B-221.3に基づく同伴者席および車椅子スペースが列の全長を4分割した時の2番目または3番目のエリアに配置されている場合、水平方向の分散は不要とする。列の全長を計算する際には、中間通路も含めるものとする。2番目および3番目のエリアに必要な同伴者席および車椅子スペースを配置する十分なスペースがない場合、残りの車椅子スペースおよび同伴者席は1番目または4番目のエリアに配置できるものとする。 2. 列配置の座席では、2つの車椅子スペースを横並びで配置することが認められる。 <p>11B-221.2.3.2 垂直分散 車椅子スペースは、スクリーンやパフォーマンスエリア、競技場から異なる距離で垂直方向に分散して設置するものとする。さらに、アクセシブルな経路からアクセスできる各バルコニーや中2階にも車椅子スペースを設置するものとする。</p> <p>例外:</p>

2022 California Building Code, Title 24, Part 2 (Volumes 1 & 2) with July 2024 Supplement 【英語】	2022年 カリフォルニア州建築基準法、タイトル24、第2部（第1巻および第2巻） 2024年7月補足版 【日本語】
<p>1. Vertical dispersion shall not be required in assembly areas with 300 or fewer seats if the wheelchair spaces provide viewing angles that are equivalent to, or better than, the average viewing angle provided in the facility.</p> <p>2. In bleachers, wheelchair spaces shall not be required to be provided in rows other than rows at points of entry to bleacher</p> <p>11B-221.2.4 Temporary structures. Wheelchair spaces shall not be located on, or be obstructed by, temporary platforms or other movable structures. Exception: When an entire seating section is placed on temporary platforms or other movable structures in an area where fixed seating is not provided, in order to increase seating for an event, wheelchair spaces may be placed in that section.</p> <p>11B-221.3 Companion seats. At least one companion seat complying with Section 11B-802.3 shall be provided immediately adjacent to each wheelchair space required by Section 11B-221.2.1.</p> <p>11B-221.4 Designated aisle seats. At least 5 percent of the total number of aisle seats provided shall comply with Section 11B-802.4 and shall be the aisle seats located closest to accessible routes. Exception: Team or player seating areas serving areas of sport activity shall not be required to comply with Section 11B-221.4.</p>	<p>1. 施設内において平均的な視野角と同等またはそれ以上の視野角を確保できる場合、座席数が300席以下の集会エリアでは垂直分散は不要とする。</p> <p>2. ブリーチャー（観覧席）では、車椅子スペースはブリーチャーの入口となる列以外に設置する必要はないものとする。</p> <p>11B-221.2.4 仮設構造物 車椅子スペースは、仮設プラットフォームやその他の可動構造物の上には配置しないものとし、またそれらによって妨げられないものとする。 例外: 固定座席がないエリアに仮設プラットフォームや可動構造物を設置してイベントのために座席数を増やす場合、その区画に車椅子スペースを設けることができる。</p> <p>11B-221.3 同伴者席 11B-221.2.1で規定されている車椅子スペースの隣には、11B-802.3に準拠した同伴者席を少なくとも1席ずつ設けるものとする。</p> <p>11B-221.4 指定通路側座席 通路側座席のうち少なくともその総数の5%は、11B-802.4に準拠し、アクセシブルな経路に最も近い位置に設置するものとする。 例外: スポーツ活動エリアとして機能するチームや選手の座席には11B-221.4の規定は適用しないものとする。</p>

2022 California Building Code, Title 24, Part 2 (Volumes 1 & 2) with July 2024 Supplement 【英語】	2022年 カリフォルニア州建築基準法、タイトル24、第2部（第1巻および第2巻） 2024年7月補足版 【日本語】
<p>11B-221.5 Lawn seating. z Lawn seating areas and exterior overflow seating areas, where fixed seats are not provided, shall connect to an accessible route.</p> <p>11B-221.6 Semi-ambulant seats. At least 1 percent of the total number of seats, and no fewer than two, shall be semi-ambulant seats with Section 11B-802.5.</p>	<p>11B-221.5 芝生エリアの座席 固定座席がない芝生エリアや屋外の立ち見席エリアは、アクセシブルな経路に接続しているものとする。</p> <p>11B-221.6 準障害者用座席 座席の総数の少なくとも1%、かつ最低でも2席以上は、11B-802.5に準拠した準障害者用座席とする。</p>
<p>DIVISIONS 8: SPECIAL ROOMS, SPACES AND ELEMENTS</p> <p>11B-801 General</p> <p>11B-801.1 Scope. The provisions of Division 8 shall apply where required by Division 2 or where referenced by a requirement in this chapter.</p> <p>11B-802 Wheelchair spaces, companion seats and designated aisle seats and semi-ambulant seats</p> <p>11B-802.1 Wheelchair spaces. Wheelchair spaces shall comply with Section 11B-802.1.</p> <p>11B-802.1.1 Floor or ground surface. The floor or ground surface of wheelchair spaces shall comply with Section 11B-302. Changes in level, slopes exceeding 1:48, and detectable warnings shall not be permitted. Exception: Reserved.</p> <p>11B-802.1.2 Width. A single wheelchair space shall be 36 inches (914 mm) wide minimum.</p>	<p>第8区分：特別な部屋、スペース、および要素</p> <p>11B-801 一般</p> <p>11B-801.1 適用範囲 第8区分の規定は、第2区分で求められる場合、またはこの章の要件で参照されている場合に適用するものとする。</p> <p>11B-802 車椅子スペース、同伴者席、指定通路側座席、準障害者用座席</p> <p>11B-802.1 車椅子スペース 車椅子スペースは11B-802.1に準拠するものとする。</p> <p>11B-802.1.1 床面または地表面 車椅子スペースの床面または地表面は11B-302に準拠するものとする。 段差や1:48を超える傾斜、発見可能な危険要素などは許可されない。 例外: 留保</p> <p>11B-802.1.2 幅 1つの車椅子スペースの幅は最小36インチ(914mm)とする。2つの車</p>

Where two adjacent wheelchair spaces are provided, each wheelchair space shall be 33 inches (838 mm) wide minimum.

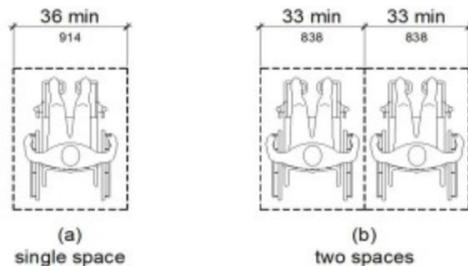


FIGURE 11B-802.1.2 WIDTH OF WHEELCHAIR SPACES

11B-802.1.3 Depth.

Where a wheelchair space can be entered from the front or rear, the wheelchair space shall be 48 inches (1219 mm) deep minimum. Where a wheelchair space can be entered only from the side, the wheelchair space shall be 60 inches (1524 mm) deep minimum.

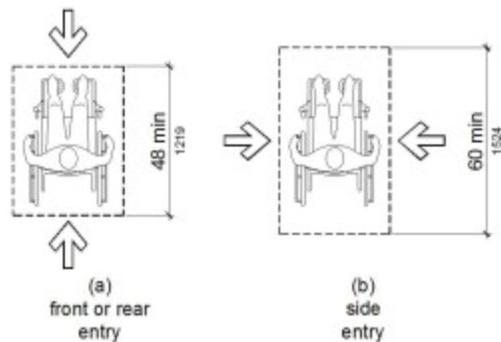


FIGURE 11B-802.1.3 DEPTH OF WHEELCHAIR SPACES

椅子スペースを隣接して設ける場合、各車椅子スペースの幅は最小33インチ（838 mm）とする。

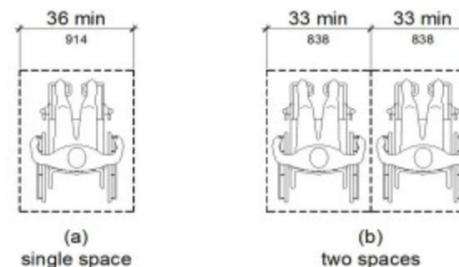


図 11B-802.1.2 車椅子スペースの幅

11B-802.1.3 奥行き

車椅子スペースに前方または後方からアクセスできる場合、奥行きは最小48インチ（1219 mm）とする。側面からのみのアクセスの場合、奥行きは最小60インチ（1524 mm）とする。

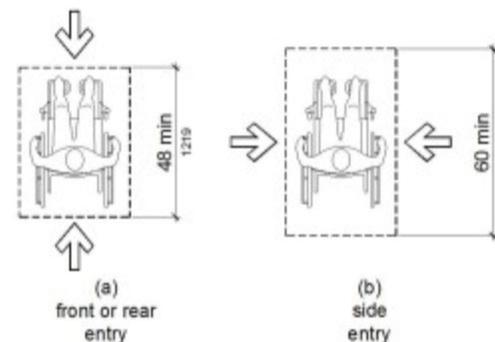
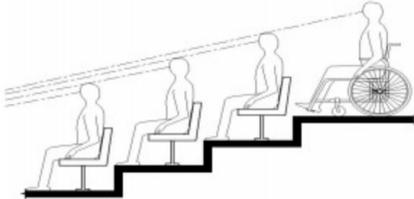
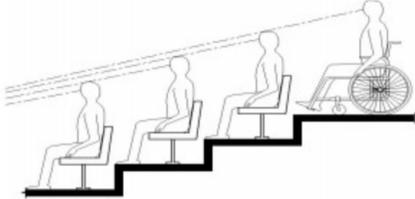


図 11B-802.1.3 車椅子スペースの奥行き

2022 California Building Code, Title 24, Part 2 (Volumes 1 & 2) with July 2024 Supplement 【英語】	2022年 カリフォルニア州建築基準法、タイトル24、第2部（第1巻および第2巻） 2024年7月補足版 【日本語】
<p>11B-802.1.4 Approach. Wheelchair spaces shall adjoin accessible routes. Accessible routes shall not overlap wheelchair spaces.</p> <p>11B-802.1.5 Overlap. Wheelchair spaces shall not overlap circulation paths.</p> <p>11B-802.2 Lines of sight Lines of sight to the screen, performance area or playing field for spectators in wheelchair spaces shall with Section 11B-802.2.</p> <p>11B-802.2.1 Lines of sight over seated spectators. Where spectators are expected to remain seated during events, spectators in wheelchair spaces shall be afforded lines of sight complying with Section 11B-802.2.1.</p> <p>11B-802.2.1.1 Lines of sight over heads. Where spectators are provided lines of sight over the heads of spectators seated in the first row in front of their seats, spectators seated in wheelchair spaces shall be afforded lines of sight over the heads of seated spectators in the first row in front of wheelchair spaces.</p>  <p>FIGURE HB-802.2.1.1 LINES OF SIGHT OVER THE HEADS OF SEATED</p>	<p>11B-802.1.4 アプローチ 車椅子スペースはアクセシブルな経路に隣接して設けるものとする。アクセシブルな経路は車椅子スペースと重ならないものとする。</p> <p>11B-802.1.5 重複 車椅子スペースは通路と重ならないものとする。</p> <p>11B-802.2 サイトラインの確保 車椅子スペースの観客がスクリーン、パフォーマンスエリア、または競技場を視認できるよう、サイトラインの確保は11B-802.2に準拠するものとする。</p> <p>11B-802.2.1 座った観客越しのサイトラインの確保 観客がイベント中に座ったままでいることが想定される場合、車椅子スペースの観客には、11B-802.2.1に準拠したサイトラインの確保がなされるものとする。</p> <p>11B-802.2.1.1 頭上越しのサイトラインの確保 観客席が直前列に座っている観客の頭越しにサイトラインが確保されている場合、車椅子スペースの観客も、直前列に座っている観客の頭越しにサイトラインが確保されるものとする。</p>  <p>図 11B-802.2.1.1 座っている観客の頭上越しのサイトラインの確保</p>

SPECTATORS

11B-802.2.1.2 Lines of sight between heads.

Where spectators are provided lines of sight over the shoulders and between the heads of spectators seated in the first row in front of their seats, spectators seated in wheelchair spaces shall be afforded lines of sight over the shoulders and between the heads of seated spectators in the first row in front of wheelchair spaces.

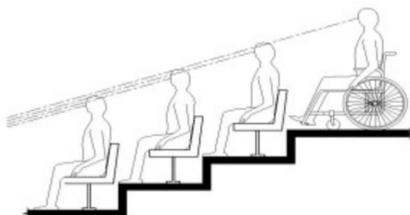


FIGURE 11B-802.2.1.2 LINES OF SIGHT BETWEEN THE HEADS OF SEATED SPECTATORS

11B-802.2.2 Lines of sight over standing spectators.

Where spectators are expected to stand during events, spectators in wheelchair spaces shall be afforded lines of sight complying with Section 11B-802.2.2.

11B-802.2.2.1 Lines of sight over heads.

Where standing spectators are provided lines of sight over the heads of spectators standing in the first row in front of their seats, spectators seated in wheelchair spaces shall be afforded lines of sight over the heads of standing spectators in the first row in front of wheelchair spaces.

11B-802.2.1.2 頭の中のサイトラインの確保

観客席が直前列に座っている観客の肩越しや頭の間からサイトラインが確保されている場合、車椅子スペースの観客も、直前列に座っている観客の肩越しや頭の間からサイトラインが確保されるものとする。

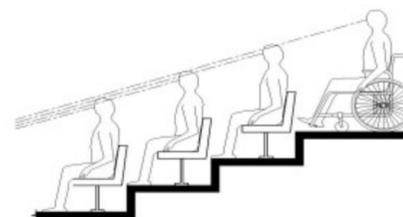


図 11B-802.2.1.2 座っている観客の頭の中のサイトラインの確保

11B-802.2.2 立っている観客越しのサイトラインの確保

観客がイベント中に立っていることが想定される場合、車椅子スペースの観客には、11B-802.2.2 に準拠したサイトラインの確保がなされるものとする。

11B-802.2.2.1 頭上越しのサイトラインの確保

観客席が直前列に立っている観客の頭越しにサイトラインが確保されている場合、車椅子スペースの観客も、直前列に立っている観客の頭越しにサイトラインが確保されるものとする。

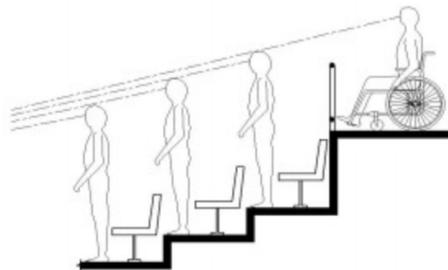


FIGURE 11B-802.2.2.1 LINES OF SIGHT OVER THE HEADS OF STANDING SPECTATORS

11B-802.2.2.2 Lines of sight between heads.

Where standing spectators are provided lines of sight over the shoulders and between the heads of spectators standing in the first row in front of their seats, spectators seated in wheelchair spaces shall be afforded lines of sight over the shoulders and between the heads of standing spectators in the first row in front of wheelchair spaces.

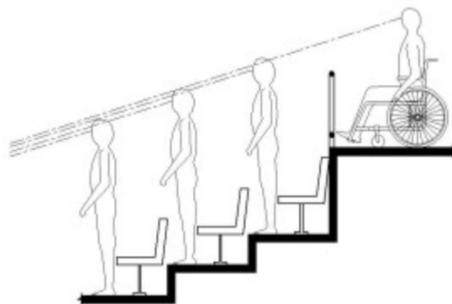


FIGURE 11B-802.2.2.2 LINES OF SIGHT BETWEEN THE HEADS OF

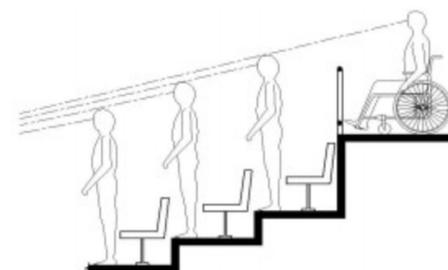


図 11B-802.2.2.1 立っている観客の頭上越しのサイトラインの確保

11B-802.2.2.2 頭の中のサイトラインの確保

観客席が直前列に立っている観客の肩越しや頭の間からサイトラインが確保されている場合、車椅子スペースの観客も、直前列に立っている観客の肩越しや頭の間からサイトラインが確保されるものとする。

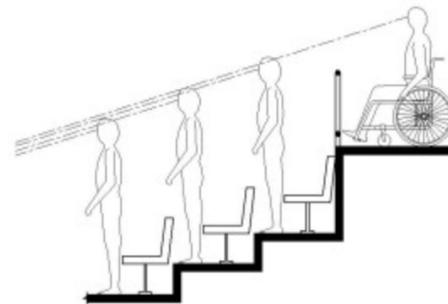


図 11B-802.2.2.2 立っている観客の頭の中のサイトラインの確保

2022 California Building Code, Title 24, Part 2 (Volumes 1 & 2) with July 2024 Supplement 【英語】	2022年 カリフォルニア州建築基準法、タイトル24、第2部（第1巻および第2巻） 2024年7月補足版 【日本語】
<p style="text-align: center;">STANDING SPECTATORS</p> <p>11B-802.3 Companion seats. Companion seats shall comply with Section 11B-802.3.</p> <p>11B-802.3.1 Alignment. In row seating, companion seats shall be located to provide shoulder alignment with adjacent wheelchair spaces. The shoulder alignment point of the wheelchair space shall be measured 36 inches (914 mm) from the front of the wheelchair space. The floor surface of the companion seat shall be at the same elevation as the floor surface of the wheelchair space.</p> <p>11B-802.3.2 Type. Companion seats shall be equivalent in size, quality, comfort and amenities to the seating in the immediate area. Companion seats shall be permitted to be movable.</p> <p>11B-802.4 Designated aisle seats. Designated aisle seats shall comply with Section 11B-802.4.</p> <p>11B-802.4.1 Armrests. Where armrests are provided on the seating in the immediate area, folding or retractable armrests shall be provided on the aisle side of the seat.</p> <p>11B-802.4.2 Identification. Each designated aisle seat shall be identified by a sign or marker</p>	<p>11B-802.3 同伴者席 同伴者席は11B-802.3に準拠するものとする。</p> <p>11B-802.3.1 位置の揃え方 列配置の座席では、同伴者席は隣接する車椅子スペースと肩の位置が揃うように設置するものとする。車椅子スペースの肩の位置は、車椅子スペースの前方から36インチ（914 mm）の位置で設定されるものとする。同伴者席の床面は、車椅子スペースの床面と同じ高さとする。</p> <p>11B-802.3.2 タイプ 同伴者席は、サイズ、品質、快適さ、アメニティが周囲の座席と同等であるものとする。同伴者席は可動式も認められる。</p> <p>11B-802.4 指定通路側座席 指定された通路側座席は11B-802.4に準拠するものとする。</p> <p>11B-802.4.1 ひじ掛け 周囲の座席にひじ掛けが設置されている場合、通路側の座席には折りたたみ式または格納できるひじ掛けを設けるものとする。</p> <p>11B-802.4.2 表示 各指定通路側座席は、11B-703.7.2.1に準拠した国際シンボルマークの表</p>

2022 California Building Code, Title 24, Part 2 (Volumes 1 & 2) with July 2024 Supplement 【英語】	2022年 カリフォルニア州建築基準法、タイトル24、第2部（第1巻および 第2巻） 2024年7月補足版 【日本語】
<p>with the International Symbol of Accessibility complying with Section 11B-703.7.2.1. Signs complying with Section 11B-703.5, notifying patrons of the availability of such seats shall be posted at the ticket office.</p> <p>11B-802.5 Semi-ambulant seats. Semi-ambulant seats shall provide at least 24 inches (610 mm) clear leg space between the front of the seat to the nearest obstruction or to the back of the seat immediately in front.</p>	<p>示やマーカで識別するものとする。また、これらの座席の提供を知らせるサインを、11B-703.5に準拠してチケット売り場に掲示するものとする。</p> <p>11B-802.5 準障害者用座席 準障害者用座席は、座席の前方から最も近い障害物、または前方の座席の背面までの間に、少なくとも24インチ（610mm）の足元スペースを確保するものとする。</p>

②マサチューセッツ州（州法）

521 CMR (Code of Massachusetts Regulations Title 521) 【英語】	521 CMR (マサチューセッツ州規則集 タイトル 521) 【日本語】																								
<p>521 CMR 14.00: PLACES OF ASSEMBLY 14.1 GENERAL Places of assembly shall comply with all parts of 521 CMR, except as specified or modified in 521 CMR 14.00. Places of assembly shall include but not be limited to theaters, auditoriums, armories, lecture halls, arenas, stadiums, banquet rooms and conference rooms. Associated, support, or related areas, including but not limited to press boxes, lobbies, ticket offices, seating, stages, backstage areas, dressing rooms, toilet rooms, showers and green rooms, shall also be accessible.</p> <p>14.2 NUMBER OF ACCESSIBLE SEATS Wheelchair spaces: In places of assembly with fixed seating, the minimum number of accessible spaces shall be computed in accordance with the following table:</p> <table border="1" data-bbox="147 855 1061 1177"> <thead> <tr> <th>Total Seating</th> <th>Wheelchair Spaces</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 to 25</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>26 to 50</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51 to 300</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>301 to 500</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>over 500</td> <td>6, one additional space for each total seating capacity increase of 100.</td> </tr> </tbody> </table> <p>14.2.1 Armless seats: In addition to wheelchair seating locations, 1% of all fixed seats, but not less than one seat, shall be aisle seats with no armrests on the aisle side, or shall have removable or folding armrests on the aisle side. Each such seat shall be identified by a sign or marker.</p>	Total Seating	Wheelchair Spaces	4 to 25	1	26 to 50	2	51 to 300	4	301 to 500	6	over 500	6, one additional space for each total seating capacity increase of 100.	<p>521 CMR 14.00 : 集会施設 14.1 一般事項 集会施設は、521 CMR 14.00 で規定または修正されている場合を除き、521 CMR のすべての規定に準拠するものとする。集会施設には、劇場、講堂、兵舎、講義室、アリーナ、スタジアム、宴会場、会議室などが含まれるが、これに限らない。また、プレスボックス、ロビー、チケットオフィス、座席、ステージ、舞台裏、控室、トイレ、シャワー室、出演者控室などの関連施設やサポートエリアもアクセシブルであることとする。</p> <p>14.2 アクセシブルな座席の数 車椅子スペース：固定座席がある集会施設では、アクセシブルスペースの最小数は、以下の表に従って算出されるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1088 855 2011 1139"> <thead> <tr> <th>総座席数</th> <th>車椅子スペースの最小数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4～25 席</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>26～50 席</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51～300 席</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>301～500 席</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>500 席以上</td> <td>6、さらに座席数が 100 席増えるごとに 1 スペース追加</td> </tr> </tbody> </table> <p>14.2.1 ひじ掛けのない座席：車椅子スペースに加えて、固定座席の総数の 1%（ただし少なくとも 1 席）は、通路側にひじ掛けがないか、取り外し可能または折りたたみ式のひじ掛けが付いた座席とする。これらの座席はサインやマーカーで識別し、チケット売り場にこれらの座席が利用可能であることを</p>	総座席数	車椅子スペースの最小数	4～25 席	1	26～50 席	2	51～300 席	4	301～500 席	6	500 席以上	6、さらに座席数が 100 席増えるごとに 1 スペース追加
Total Seating	Wheelchair Spaces																								
4 to 25	1																								
26 to 50	2																								
51 to 300	4																								
301 to 500	6																								
over 500	6, one additional space for each total seating capacity increase of 100.																								
総座席数	車椅子スペースの最小数																								
4～25 席	1																								
26～50 席	2																								
51～300 席	4																								
301～500 席	6																								
500 席以上	6、さらに座席数が 100 席増えるごとに 1 スペース追加																								

Signage notifying patrons of the availability of such seats shall be posted at the ticket office. Aisle seats are not required to be on a level surface. See Fig. 14a.

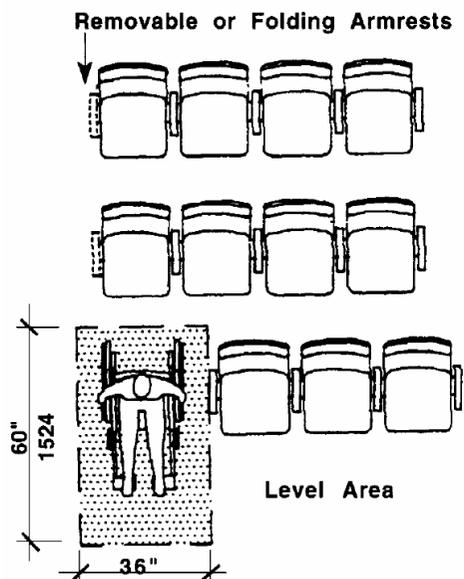


Figure 14A Accessible Seating

14.3 ACCESSIBLE SPACE

Each wheelchair space shall be 60 inches (60" = 1524mm) long and 36 inches (36" = 914mm) wide, shall be level, and shall comply with 521 CMR 29.00: FLOOR SURFACES.

14.4 PLACEMENT OF WHEELCHAIR SPACES

Wheelchair spaces shall be an integral part of any fixed seating plan.

知らせるサインを掲示するものとする。通路側の座席は、必ずしも平坦な場所に設置する必要はない。図 14A を参照。

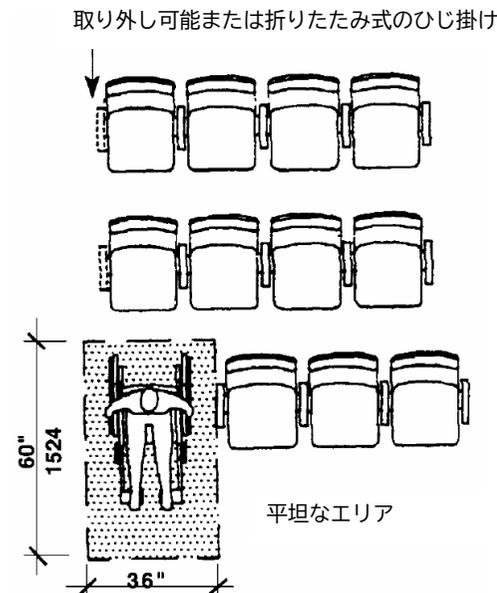


図 14A アクセシブルな座席

14.3 アクセシブルなスペース

各車椅子スペースは、長さ 60 インチ (1524mm)、幅 36 インチ (914mm) で平坦とし、521 CMR 29.00:「床面」の規定に準拠するものとする。

14.4 車椅子スペースの配置

車椅子スペースは、固定座席の配置の一部として統合されるものとする。

521 CMR (Code of Massachusetts Regulations Title 521) 【英語】	521 CMR (マサチューセッツ州規則集 タイトル 521) 【日本語】
<p>14.4.1 Distribution: Whenever more than 150 seats are provided, wheelchair seating locations must be provided in more than one location. Wheelchair seating locations shall be dispersed throughout all seating areas so as to provide a choice of admission prices and views comparable to those for the general public. Wheelchair seating locations shall also be provided in all areas including sky boxes and specialty areas. Where 150 or less seats are provided, wheelchair spaces may be provided in one location. In movie theaters, accessible seating locations shall not be located in the front third of the theater.</p> <p>Exception: Accessible viewing positions may be clustered for bleachers, balconies, and other areas having sight lines that require slopes of greater than 5%. Equivalent accessible viewing positions may be located on levels having accessible egress.</p> <p>14.4.2 Accessible Route: Accessible seats shall adjoin, but in no way interfere with, an accessible route that also serves as a means of egress in case of emergency.</p> <p>14.4.3 Companion seats: At least one companion fixed seat or portable seat, shall be provided next to each wheelchair seating space, for designated used by a companion. Companion seats must be comparable to the seats for the general public, i.e., comfort, cup holders, etc. Companion seats must have signage installed indicating that the seats are reserved as companion seating for the accessible seating areas.</p> <p>14.4.4 Placement of Accessible Seats: Readily removable seats may be installed in wheelchair spaces when the spaces are not required to accommodate wheelchair users. See Fig. 14a.</p>	<p>14.4.1 分散：150 席以上の座席がある場合、車椅子スペースは複数の場所に設けるものとする。車椅子スペースは、一般の観客が選択できる入場価格や視野と同等の選択肢を提供できるよう、座席エリア全体に分散して配置するものとする。また、スカイボックスや特別エリアを含むすべてのエリアに車椅子スペースを設けるものとする。150 席以下の場合、車椅子スペースは 1 か所にまとめて配置してもよい。映画館では、アクセシブルな座席を劇場の前方 3 分の 1 に配置しないこととする。</p> <p>例外：サイトラインの傾斜が 5% を超えるブリーチャー、バルコニー、その他のエリアでは、アクセシブルな観覧位置をまとめて配置することができる。同等のアクセシブルな観覧位置は、アクセシブルな出口がある平面に設けてもよい。</p> <p>14.4.2 アクセシブルな経路：アクセシブルな座席は、緊急時の避難経路としても機能するアクセシブルな経路に隣接することとするが、そのルートを妨げてはならない。</p> <p>14.4.3 同伴者席：各車椅子スペースの隣には、同伴者用に指定された固定式または可動式の同伴者席を少なくとも 1 席設置するものとする。同伴者席は、一般の観客が利用する座席と同等の快適さや設備（例：カップホルダーなど）を備えなければならない。また、これらの座席には同伴者席として指定されていることを示すサインを設置しなければならない。</p> <p>14.4.4 アクセシブルな座席の配置：車椅子使用者以外が利用する場合、取り外しが容易な座席を車椅子スペースに設置することができる。図 14A を参照。</p>

521 CMR (Code of Massachusetts Regulations Title 521) 【英語】	521 CMR (マサチューセッツ州規則集 タイトル 521) 【日本語】
<p>14.5 ASSISTIVE LISTENING SYSTEMS In spaces such as concert and lecture halls, playhouses, movie theaters, and meeting rooms, assembly areas shall comply with the following:</p> <p>14.5.1 An assembly area shall have a permanently installed assistive listening system if:</p> <ol style="list-style-type: none"> the assembly area accommodates at least 50 persons, or if it has an audio-amplification system, and fixed seating. <p>14.5.2 For other assembly areas, a permanently installed assistive listening system, or other supplementary wiring necessary to support a portable assistive listening system shall be provided. The minimum number of receivers to be provided shall be equal to 4% of the total number of seats, but not less than two receivers.</p> <p>14.5.3 Placement of Listening Systems: If the listening system serves individual fixed seats, then such seats shall be located within a 50 foot (50' = 15m) viewing distance of, and including the stage or playing area, and shall have a complete view of the stage or playing area.</p> <p>14.5.4 Signage shall be installed to notify patrons of the availability of a listening system and shall comply with 521 CMR 41.00: SIGNAGE.</p> <p>14.6 ACCESS TO PERFORMING AREAS Where access is provided to the stage from within the place of assembly, an accessible route, within the place of assembly, from the wheelchair seating locations, to the stage/performing area must be provided. See Fig. 14b. In addition, an accessible route that coincides with the route for performers must be provided to the backstage area.</p>	<p>14.5 補聴システム コンサートホール、講義室、劇場、映画館、会議室などの集会エリアは以下の規定に準拠するものとする。</p> <p>14.5.1 集会エリアが以下に該当する場合、補聴システムを常設することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 集会エリアが 50 人以上を収容する場合、または 音声増幅システムと固定座席が設置されている場合 <p>14.5.2 その他の集会エリアには、常設の補聴システム、またはポータブル補聴システムをサポートするための追加配線を行うものとする。提供する受信機の最小数は総座席数の 4% とするが、最低 2 台はなければならない。</p> <p>14.5.3 補聴システムの配置: 補聴システムが特定の固定座席に対応する場合、その座席はステージまたは舞台エリアから 50 フィート (15m) 以内 (ステージや舞台エリアを含む) に位置し、ステージや舞台エリア全体が見渡せるように配置するものとする。</p> <p>14.5.4 補聴システムの提供を知らせるサインを設置し、それは 521 CMR 41.00: 「サイン」に準拠するものとする</p> <p>14.6 舞台エリアへのアクセス 集会施設内からステージにアクセスできる場合、車椅子スペースからステージ/舞台エリアまでのアクセシブルな経路を設けるものとする。図 14b を参照。また、パフォーマーのルートと重複するアクセシブルな経路は、バックステージエリアへ接続しなければならない。</p>

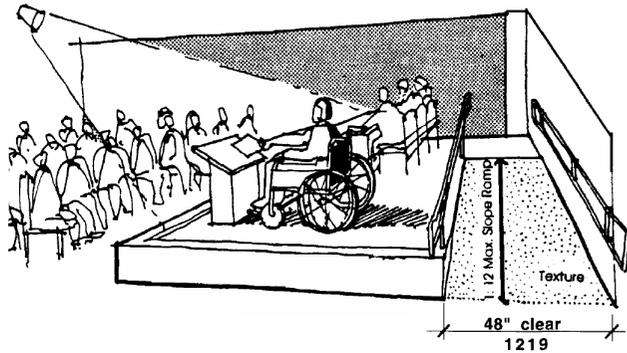


Figure 14b Access to Stage

14.6.1 Access to the stage may be by the following:

- a. a ramp complying with 521 CMR 24.00: RAMPS
- b. a wheelchair lift complying with 521 CMR 28.12, Wheelchair Lifts

14.7 BOX OFFICE TICKET COUNTERS AND CONCESSION STANDS

Shall comply with the following:

- a. Location: The counter shall be on an accessible route.
- b. Length: A portion of the counter or an auxiliary counter shall be at least 36 inches (36" = 914mm) in length.
- c. Height: The counter shall not exceed 36 inches (36" = 914mm) above the finish floor.
- d. Clear Floor Area: Provide clear floor area as defined in 521 CMR 5.00: DEFINITIONS.
- e. Space Allowance and Reach Ranges: See 521 CMR 6.5, Forward Reach and 512 CMR 6.6, Side Reach.

14.8 DRESSING ROOMS

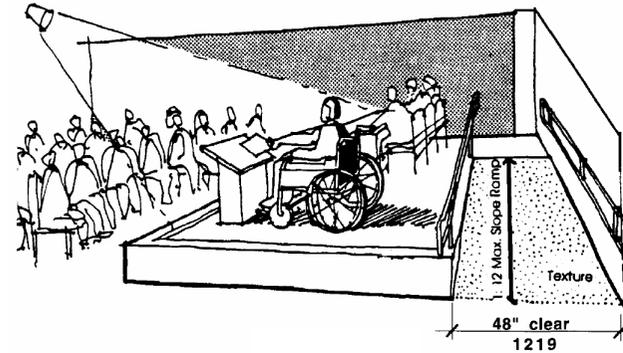


図 14b ステージへのアクセス

14.6.1 ステージへのアクセス方法は以下のいずれかでもよい。

- a. 521 CMR 24.00: 「スロープ」に準拠したスロープ
- b. 521 CMR 28.12: 「車椅子用昇降機」に準拠した車椅子用昇降機

14.7 チケット売り場カウンターおよび売店

チケット売り場カウンターおよび売店は以下の規定に準拠するものとする。

- a. 場所: カウンターはアクセシブルな経路上に配置する。
- b. 長さ: カウンターの一部、または補助カウンターの長さは 36 インチ (36" = 914mm) 以上とする。
- c. 高さ: カウンターの高さは仕上げ床面から 36 インチ (36" = 914mm) を超えないこと。
- d. クリアランスエリア: 521 CMR 5.00: 「定義」に規定されたクリアランスエリアを確保する。
- e. 有効スペースと手の届く範囲: 521 CMR 6.5: 「前方へのリーチ」および 521 CMR 6.6: 「側方へのリーチ」を参照。

14.8 控室

521 CMR (Code of Massachusetts Regulations Title 521) 【英語】	521 CMR (マサチューセッツ州規則集 タイトル 521) 【日本語】
<p>Where provided, shall comply with 521 CMR 33.00: DRESSING, FITTING AND CHANGING ROOMS</p> <p>14.9 SLOPE IN AUDITORIUMS/ASSEMBLY AREAS (Reserved)</p>	<p>控室が設けられている場合、521 CMR 33.00: 「衣装室、試着室、更衣室」の規定に準拠するものとする。</p> <p>14.9 講堂／集会エリアの傾斜路 (留保)</p>